

第2期七戸町地域福祉計画

【平成31年度～平成35年度】



平成31年3月

青森県 七戸町

はじめに

七戸町においては、先人から引き継いだ地域のつながりや助け合いの心が、色濃く残っています。平成25年3月に七戸町地域福祉計画を策定し、基本理念である「地域住民がともに支え合いながら、心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を目指して、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

その間、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険法の改正など、各制度の充実が図られてきましたが、急速に進展する少子高齢化により、地域福祉の担い手不足や地域住民の孤立など新たな問題が表面化しています。

このようなことから地域住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、それぞれの立場で何ができるかを考えていくために第2期七戸町地域福祉計画を策定しました。

策定にあたり、地域の課題解決に向け、福祉分野だけでなく、保健・医療、教育、雇用など多種多様な分野が連携し包括的な支援体制を構築することにより、切れ目のない支援を実現していくことが求められています。行政・住民・事業者の三者が力を合わせ、だれもが安心して暮らせる地域社会の構築に向け、取り組みを推進してまいりたいと考えております。皆様方には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました七戸町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました町民の皆様、関係団体の皆様に心からお礼申し上げます。

平成31年3月



七戸町長 小又 勉

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	5
5 計画策定の体制	5

第2章 七戸町の現状

1 統計データからみる現状	7
2 地域の現状	22
(1) 町内会の状況	22
(2) 社会福祉協議会	22
(3) 民生委員・児童委員	22
(4) NPO事業者等について	23
3 地域の課題	24
(1) 地域の現状・アンケート調査等からみた地域の課題	24

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 施策体系	34
4 「自助」・「互助・共助」・「公助」の考え方	35
5 地域福祉圏域の設定	36

第4章 施策展開

基本目標1 共に支え合うまちづくり	37
基本目標2 地域で福祉を支えるまちづくり	43
基本目標3 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり	48
基本目標4 人にやさしい地域福祉のまちづくり	54

第5章 計画の推進

1 計画の普及・啓発活動	61
2 協働による計画の推進	61
3 計画の進行管理・評価	63

資料編

1 第2期七戸町地域福祉計画策定委員会設置要綱	65
2 第2期七戸町地域福祉計画策定委員会委員名簿	66

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

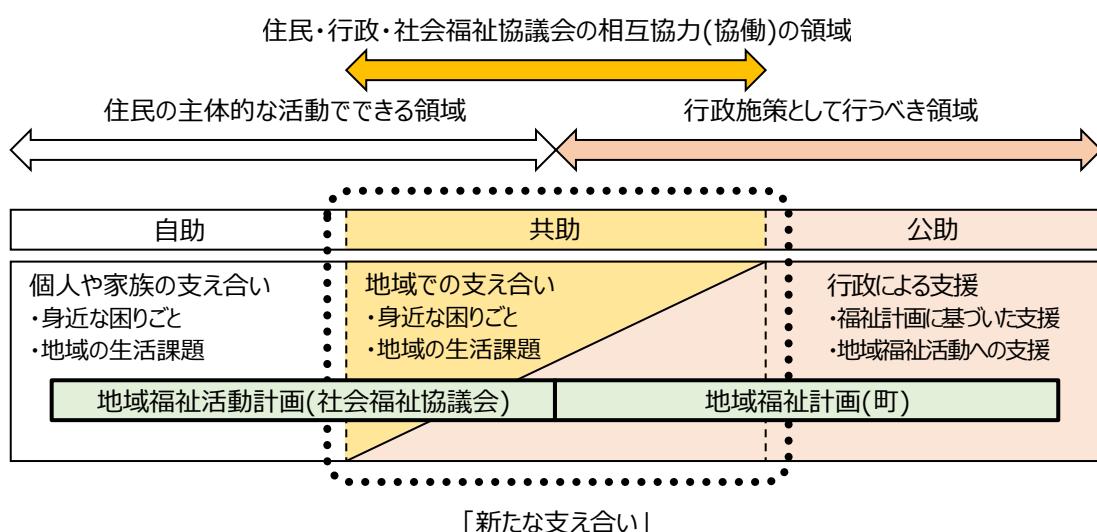
私たちが暮らしている地域は、年々少子高齢化が進行しつつあります。その中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援、障害のある人への支援をはじめ、さまざまな側面があります。それらサービスの提供や支援については、社会福祉制度に基づく行政サービスの一環として実施されるものに加え、地域ボランティアや福祉サービス事業者などの人たちが、その大きな部分を担い活躍しています。

しかしながら、福祉サービスのような支援を必要としているのはある特別な人たちだけではありません。地域に暮らすだれもが日ごろの生活のさまざまな場面で、何らかの問題を抱え、手助けを必要としています。

いま、人口構造の変化や一人ひとりの生活様式の多様化などが、私たちを取り巻く環境に大きな影響を与え、福祉的ニーズがますます増加し、複雑化しつつあります。こうした増大するニーズに対し、「自助」「共助」「公助」の仕組みを地域でつくっていくことが、重要とされています。

地域住民や地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動にかかる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を生かし、地域でともに暮らす人たちがお互いに支え合い、助け合って協力する、この「自助」「共助」「公助」のもと、よりよい方策を見出していくとする考え方が「地域福祉」です。

■「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



2 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化、生活様式の多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、住民の抱える生活課題も多様化、複雑化しています。これらの生活課題の解決にむけて、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となってきています。

こうした地域社会を取り巻く環境の変化に対し、国においては平成12年に「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、この法の中で地域での生活を総合的に支援するため「地域福祉の推進」を掲げました。

本町では、住民の福祉意識の向上、住民主体の活動や地域ボランティア、NPOなどによる子育て支援、ひとり暮らしの高齢者・障害のある人等の生活支援など、地域の住民同士の新たな支え合い活動を推進し、だれもが暮らしに安心を持てる町づくりを目指し、平成25年3月に「七戸町地域福祉計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、様々な施策を推進してきました。

その間、障害者総合支援法や子ども・子育て支援新制度、生活困窮者自立支援法の施行、介護保険法の改正など、各制度の充実が図られてきましたが、急速に進展する高齢化などにより、地域福祉の担い手不足や地域住民の孤立など新たな問題が表面化しています。

このようなことから、国では、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、分野横断的な支援体制の構築を進めています。

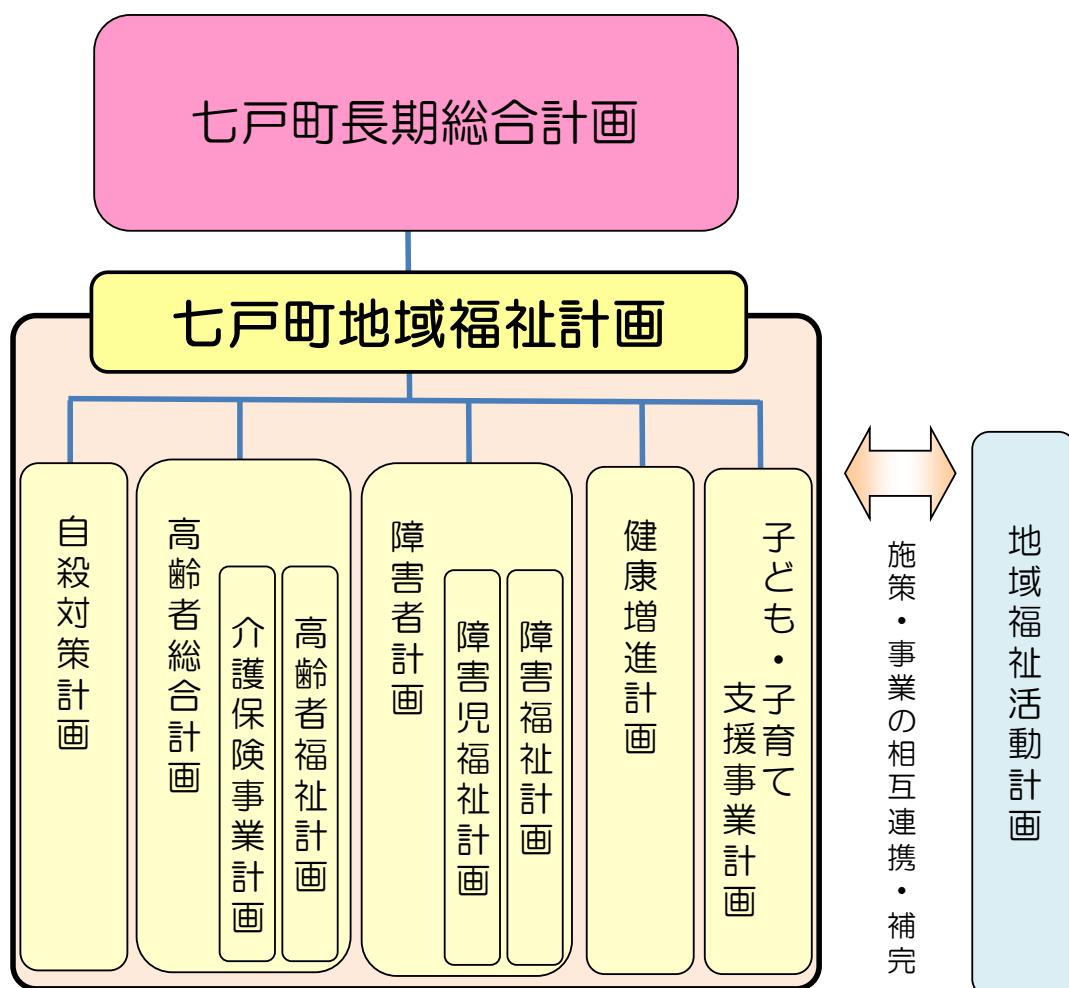
地域の課題解決に向け、福祉分野だけに限らず保健・医療、教育、雇用など、さまざまな分野が横断的に連携し、生活上の困難を抱える高齢者や障害者などが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していく事が求められています。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民、行政、福祉関係者などの協働により、さらなる地域福祉の充実を図るために、「第2期七戸町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられます。また、「七戸町長期総合計画」を最上位の計画とし、福祉分野における「高齢者総合計画」、「障害者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画」、「自殺対策計画」等の上位計画として、各個別計画に共通する理念を相互に関連付けるとともに、地域福祉を進めていくための主な取り組み方針を示しています。

■計画の位置づけイメージ図



社会福祉法（抄）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4 計画の期間

本計画は、平成31年度から平成35年度（2023年）までの5か年計画とします。

ただし、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合を図るために、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 計画策定の体制

1 計画策定の体制

本計画の策定にあたって、「七戸町地域福祉計画策定委員会」において、協議・検討を行いました。委員の構成については、福祉関係者などから幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

2 パブリックコメントの実施

本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、平成31年2月6日から平成31年2月26日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 七戸町の現状

1 統計データからみる現状

(1) 人口推移

本町の人口は、平成26年以降減少傾向で推移し、平成30年では、16,000人となっています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口が増加傾向にあることから、少子高齢化の進展がみられます。

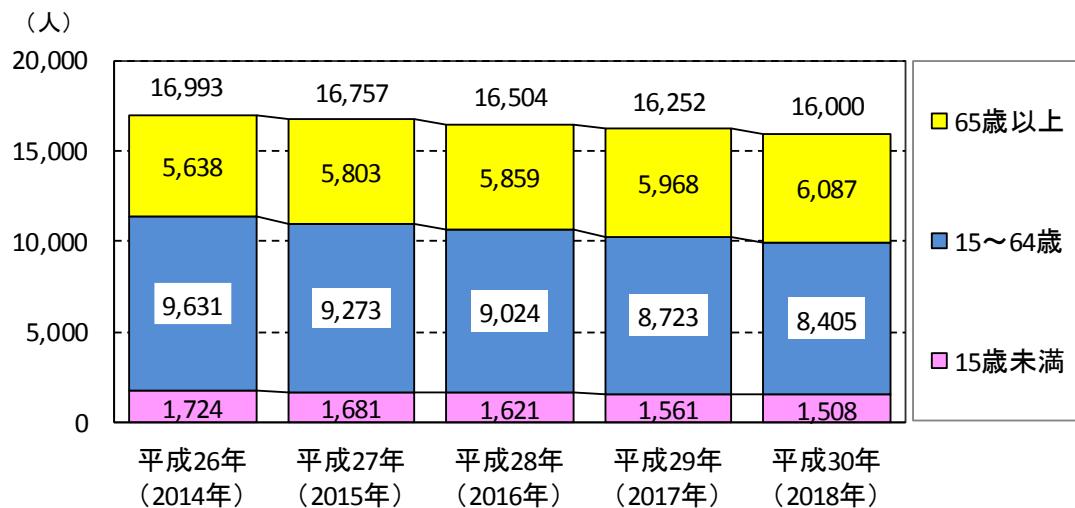
また、年齢3区分別人口の割合では、15歳未満の年少人口割合と15歳～64歳の生産年齢人口割合が減少し、65歳以上の高齢者人口割合の増加が見られ、平成30年では、年少人口割合9.4%、高齢者人口割合38.0%となっています。

■人口の推移

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
人口	15歳未満	1,724	1,681	1,621	1,561	1,508
	15～64歳	9,631	9,273	9,024	8,723	8,405
	65歳以上	5,638	5,803	5,859	5,968	6,087
	総人口	16,993	16,757	16,504	16,252	16,000
割合	15歳未満	10.1%	10.0%	9.8%	9.6%	9.4%
	15～64歳	56.7%	55.3%	54.7%	53.7%	52.5%
	65歳以上	33.2%	34.6%	35.5%	36.7%	38.0%

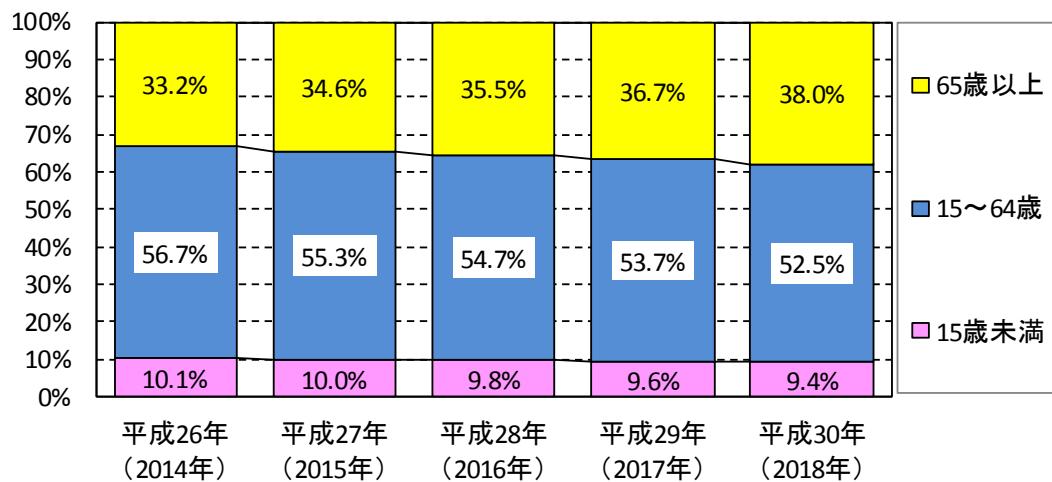
資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

■年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

■年齢3区分別人口割合



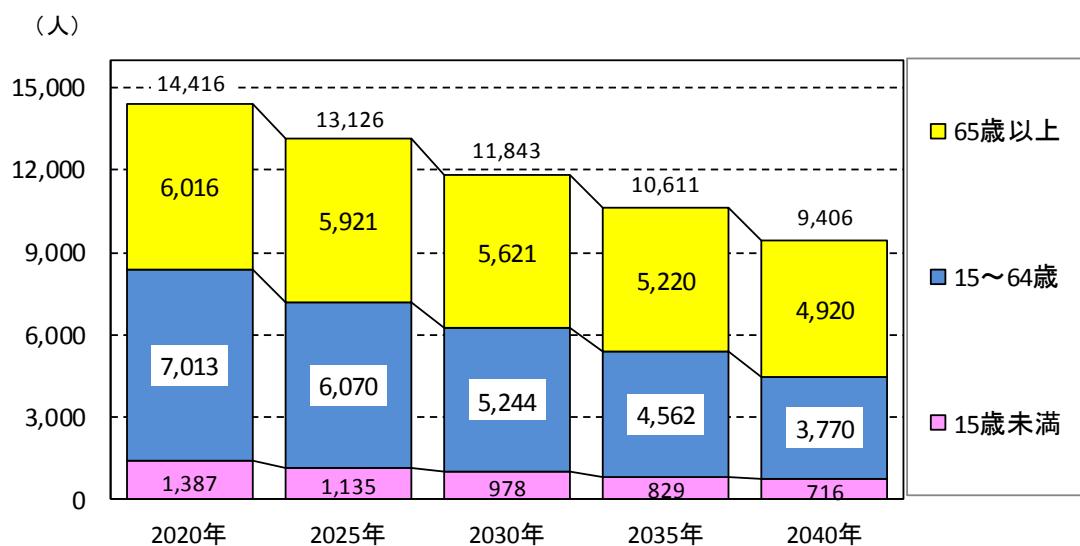
資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

(2) 人口推計

本町の人口の推計を見てみると、総人口は減少が続き、2040年には1万人を切ると予測されます。

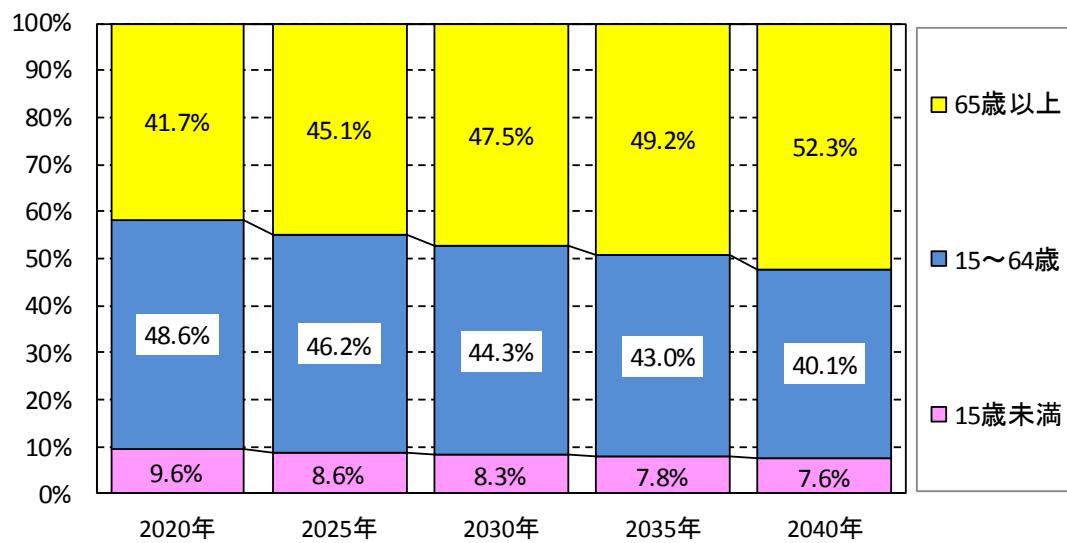
また年齢3区分別の人口比率を見てみると、15歳未満の年少人口比率と、15歳～64歳の生産年齢人口比率は減少傾向で推移しますが、65歳以上の高齢者人口比率は増加し続けると予測されます。

■年齢3区分別人口推計



資料：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）

■年齢3区分別人口比率の推計



資料：日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）

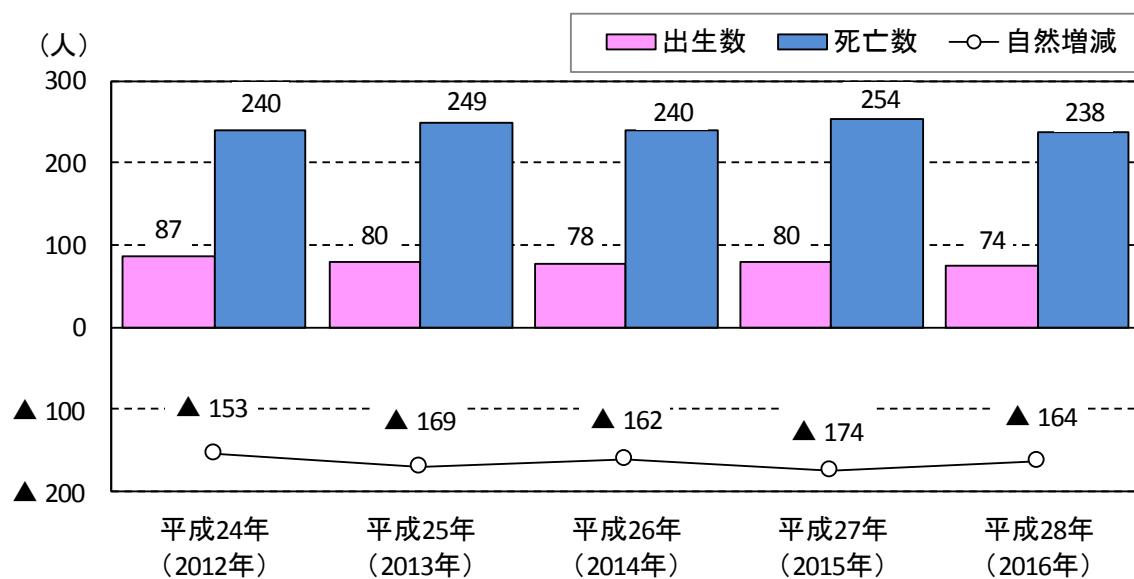
(3) 自然動態・社会動態

① 自然動態

本町の自然動態について、出生数と死亡数の推移を見ると、常に死亡数が出生数を大きく上回っており、平成28年では、出生数が74人、死亡数が238人となり、自然増減数は164人の減少となっています。

■ 自然動態の推移

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
出生数	87	80	78	80	74
死亡数	240	249	240	254	238
自然増減	-153	-169	-162	-174	-164



資料： 総務省データ

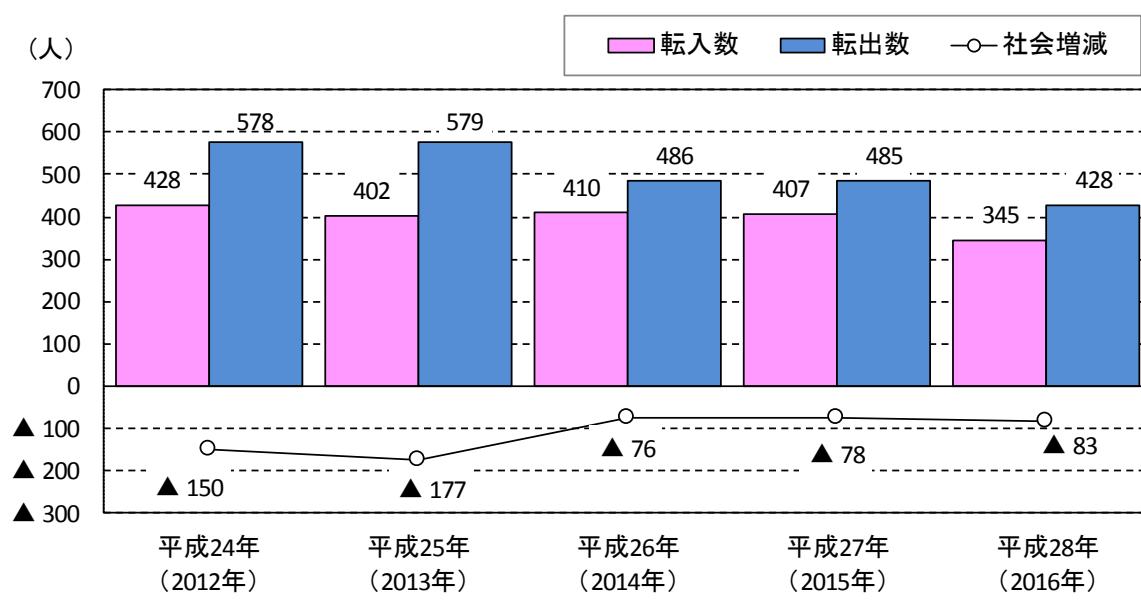
② 社会動態

本町の社会動態について、転入者数と転出者数の推移を見ると、毎年400人以上が転出し、常に転出数が転入数を上回っています。

平成28年では、転入数が345人、転出数が428人となり、社会増減数は83人の減少となっています。

■社会動態の推移

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
転入数	428	402	410	407	345
転出数	578	579	486	485	428
社会増減	-150	-177	-76	-78	-83



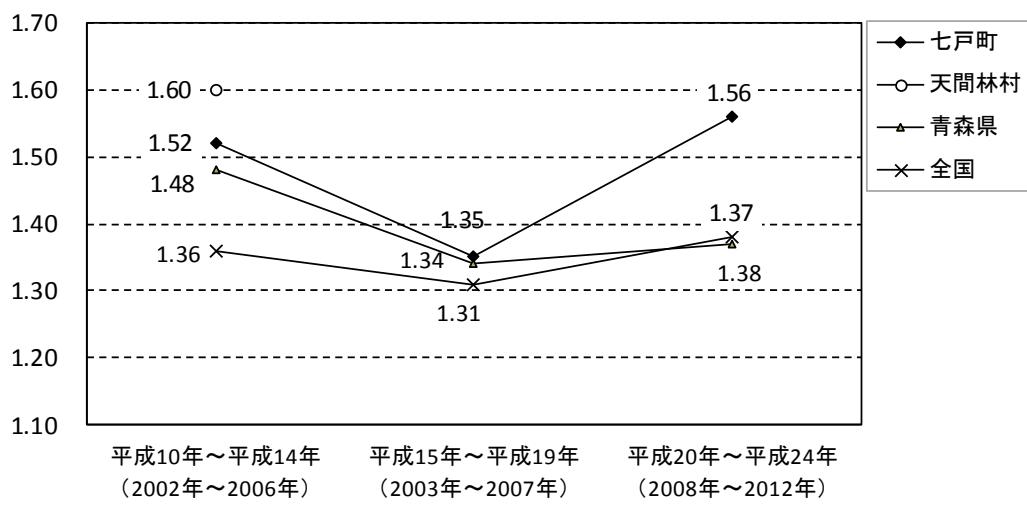
資料： 総務省データ

(4) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は全国や青森県の値よりも高く推移しています。全国・青森県と同様に平成15年～19年には大きく低下しましたが、平成20年～24年においては上昇しています。

■社会動態の推移

	平成10年～平成14年 (2002年～2006年)	平成15年～平成19年 (2003年～2007年)	平成20年～平成24年 (2008年～2012年)
七戸町	1.52	1.35	1.56
天間林村	1.60		
青森県	1.48	1.34	1.37
全国	1.36	1.31	1.38



資料：青森県保健統計年報

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの。

(5) 世帯の状況

① 一般世帯数の推移

本町の一般世帯数は、減少傾向で推移しており、平成27年には5,551世帯となっています。

その内訳では、核家族世帯が51.6%と半数以上を占めています。また、単独世帯数は増加が見られる傾向にあります。

一世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、平成27年には2.7人となっています。

■ 世帯数の推移

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数	5,859	5,803	5,692	5,551
核家族世帯数	2,896	2,929	2,884	2,867
(対一般世帯数比)	49.4%	50.5%	50.7%	51.6%
その他の親族のみの世帯数	1,884	1,764	1,526	1,321
(対一般世帯数比)	32.2%	30.4%	26.8%	23.8%
非親族世帯数	9	10	32	29
(対一般世帯数比)	0.2%	0.2%	0.6%	0.5%
単独世帯数	1,070	1,100	1,250	1,334
(対一般世帯数比)	18.3%	19.0%	22.0%	24.0%
一般世帯人員	18,603	17,760	16,061	14,935
一世帯当たりの人員	3.2	3.1	2.8	2.7

資料：国勢調査

※一般世帯：住居と生計をともにしている人の集まりや単身者で持ち家や借家などの住宅に住む世帯、下宿や会社の寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯

※その他の親族世帯：核家族世帯以外の二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

※非親族世帯：二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係ない人がいる世帯

※単独世帯：世帯人員が一人の世帯

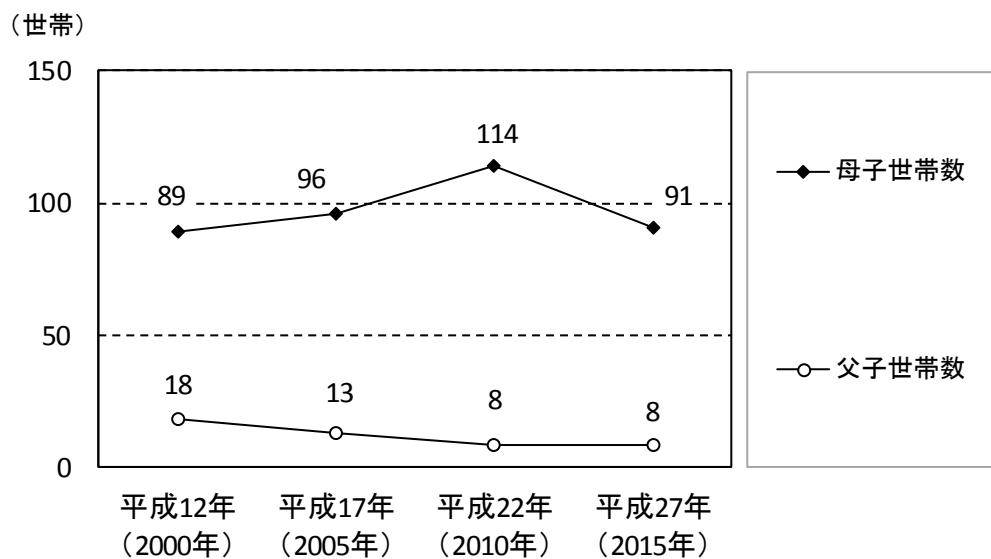
② 母子・父子家庭の世帯

母子・父子のひとり親世帯数は、平成12年から平成27年にかけて、数値の増減はあるものの、母子家庭は増加、父子家庭は減少傾向で推移しています。

平成27年では母子世帯数は、91世帯、父子世帯数は8世帯となっています。

■母子・父子世帯の状況

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
母子世帯数	89	96	114	91
父子世帯数	18	13	8	8



資料：国勢調査

③ 高齢者のいる世帯の状況

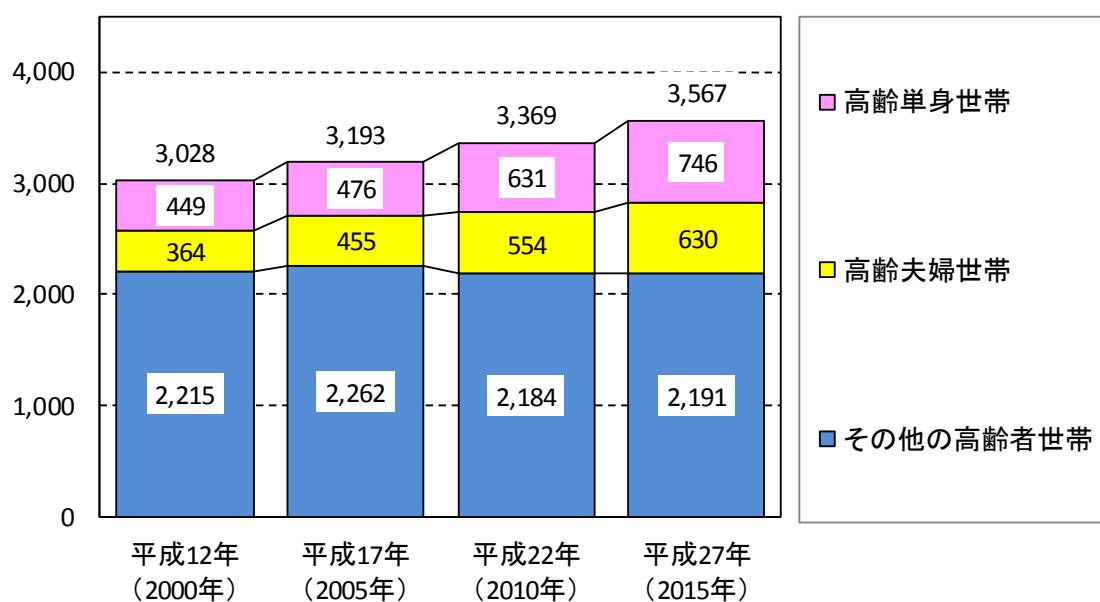
高齢者のいる世帯の状況を見てみると、増加傾向で推移しています。

内訳を見ると、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯は増加していますが、その他の高齢者世帯で世帯数は減少傾向にあります。

■高齢者のいる世帯の推移

	平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
高齢者のいる世帯	3,028世帯		3,193世帯		3,369世帯		3,567世帯	
高齢単身世帯	449世帯	14.8%	476世帯	14.9%	631世帯	18.7%	746世帯	20.9%
高齢夫婦世帯	364世帯	12.0%	455世帯	14.3%	554世帯	16.5%	630世帯	17.7%
その他の高齢者世帯	2,215世帯	73.2%	2,262世帯	70.8%	2,184世帯	64.8%	2,191世帯	61.4%

(世帯)



資料：国勢調査

(6) 就業及び産業の状況

① 男女別就業状況

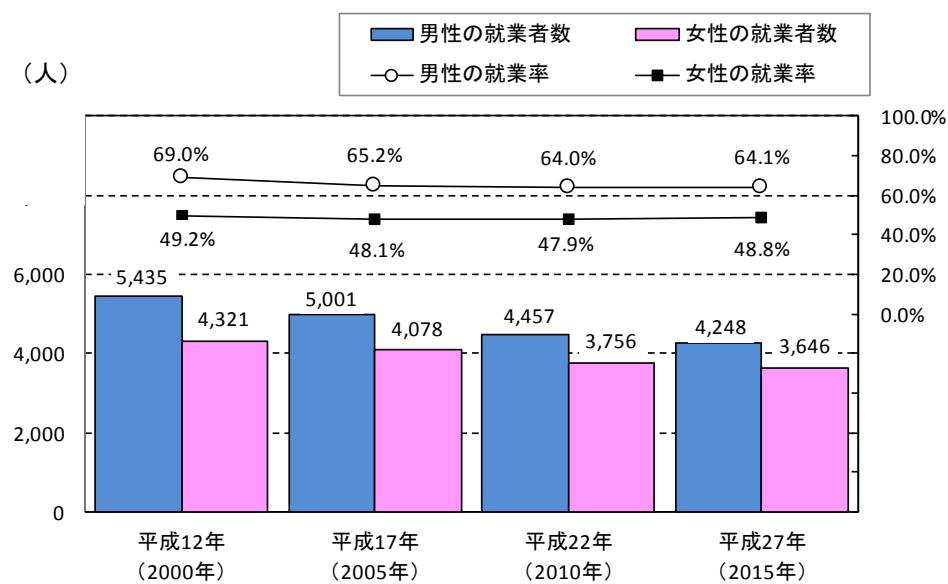
男女別の就業状況は、男性・女性の就業者数がともに減少しています。

就業率については、平成27年では男性が64.1%、女性が48.8%と平成22年からわずかに増加しています。

また、年齢別の就業率では、平成12年～平成17年まで、女性の20～24歳から35～39歳の間でM字型曲線をしているのは、出産などにより就業率が落ち込む女性特有のものと考えられますが、平成22年以降は就業率が上昇しており、より男性の年齢別就業率に近い曲線になっています。

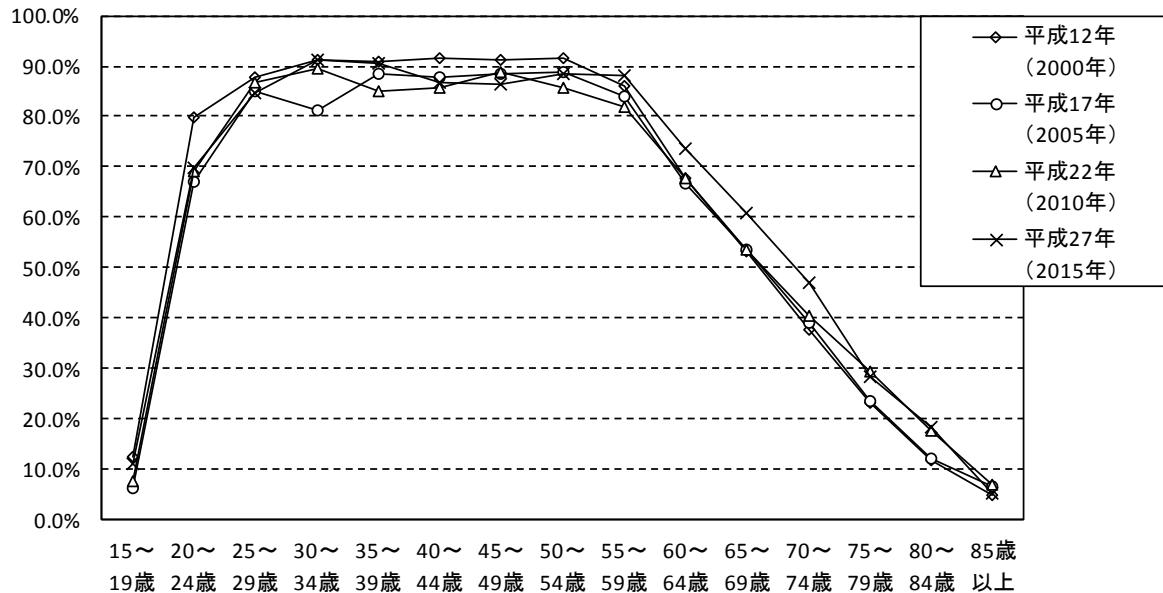
■男女別就業状況

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
男性の就業者数	5,435	5,001	4,457	4,248
女性の就業者数	4,321	4,078	3,756	3,646

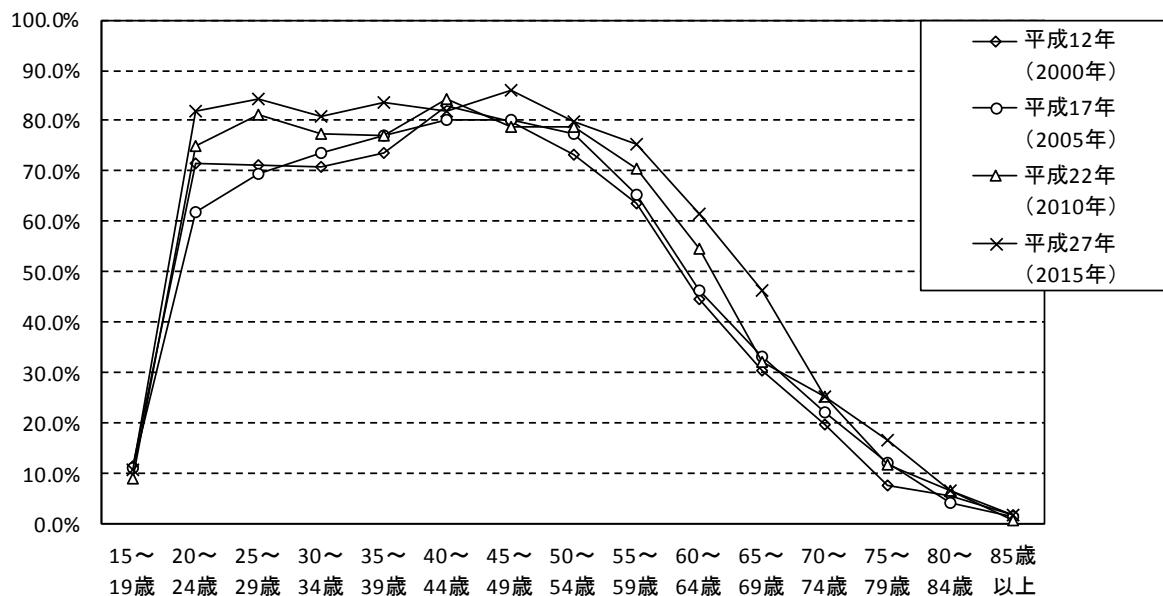


資料：国勢調査

■男女年齢別就業率（男性）



■男女年齢別就業率（女性）



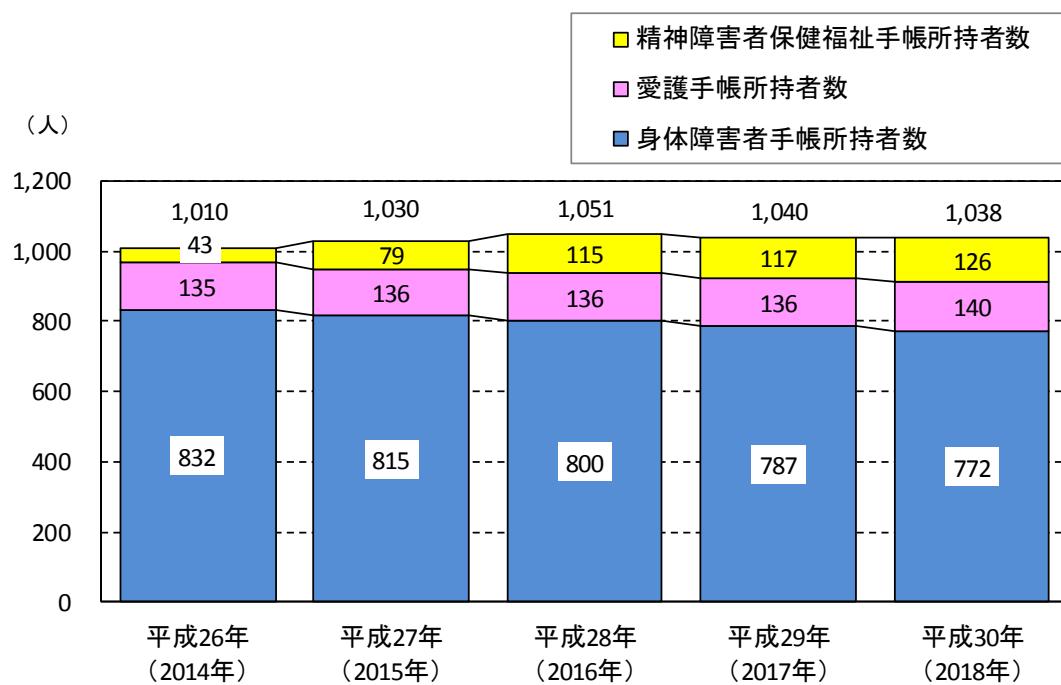
(7) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者をみると、平成26年以降わずかな増加傾向で推移し、平成30年では1,038人となっています。

障害別では、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向となっており、愛護手帳所持者数は概ね横ばい傾向、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
身体障害者手帳所持者数	832	815	800	787	772
愛護手帳所持者数	135	136	136	136	140
精神障害者保健福祉手帳所持者数	43	79	115	117	126
合計	1,010	1,030	1,051	1,040	1,038



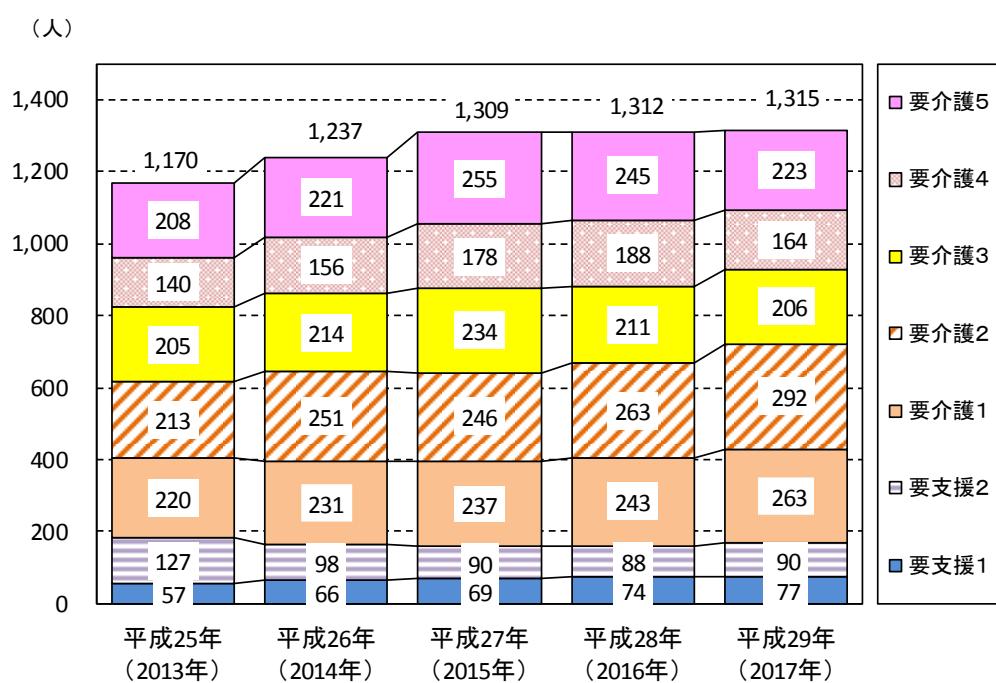
資料：健康福祉課

(8) 要介護認定者数の推移

要介護等認定者数は、増加傾向で推移しており、平成29年では1,315人となっています。

■要介護等認定者数の推移

	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
要支援1	57	66	69	74	77
要支援2	127	98	90	88	90
要介護1	220	231	237	243	263
要介護2	213	251	246	263	292
要介護3	205	214	234	211	206
要介護4	140	156	178	188	164
要介護5	208	221	255	245	223
合計	1,170	1,237	1,309	1,312	1,315



資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告 各年9月30日現在

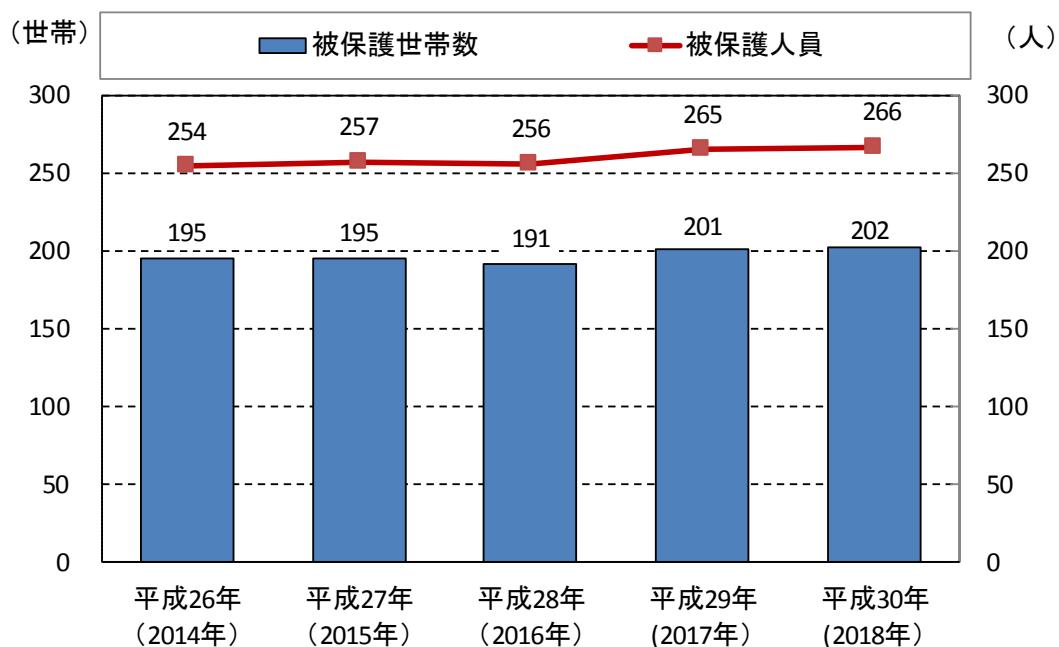
(9) 生活保護の状況

生活保護の状況をみると、被保護世帯数は増加傾向で推移し、平成30年では202世帯となっています。

また、被保護人員も同様に増加し、平成30年では266人となっています。

■生活保護世帯数などの推移

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
被保護世帯数	195	195	191	201	202
被保護人員	254	257	256	265	266
保護率	16.22	16.64	16.53	17.43	17.74



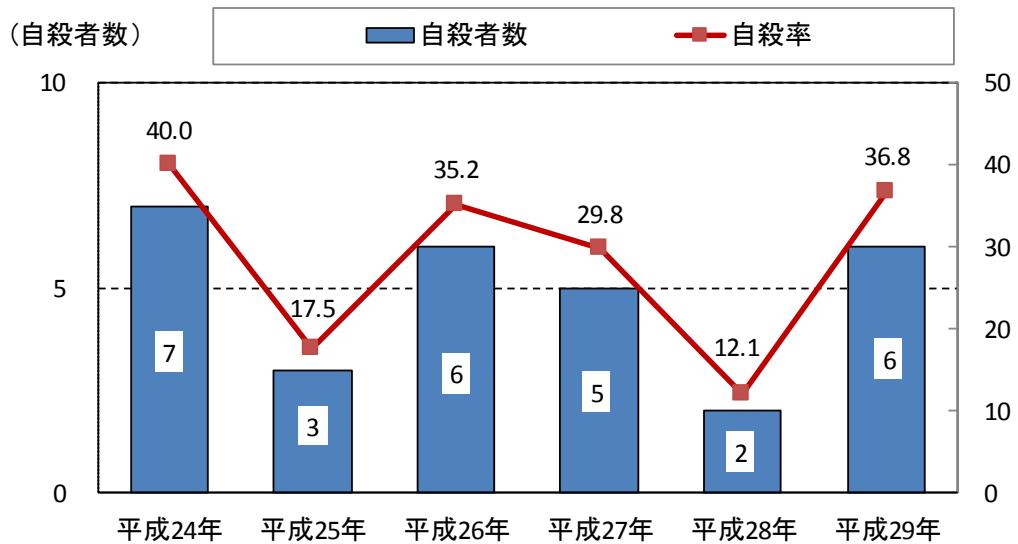
資料：上北地方福祉事務所

(10)自殺者数の推移

平成24年から自殺者数の推移をみてみると、平成24年の7人が最も多く、平成29年では6人となっています

■自殺者数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
自殺者数	7	3	6	5	2	6
自殺率	40	17.5	35.2	29.8	12.1	36.8



資料：青森県保健統計年報 各年12月31日現在

2 地域の現状

(1)町内会の状況

町内会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助けあって協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

町内会の数は、126 となっています。

(2)社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、ともに協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業連絡・調整・調査・企画・事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利組織の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体問題としてとらえ、皆で支えあい、学びあいながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らさせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

現在町では、ボランティア団体が 42 団体、1,290 人が活動しています。

(3)民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一緒にとなって、児童福祉の推進に努めています。

主な活動内容は、年間事業計画に基づいて、月 1 回の定例会を実施し、講演や情報共有を行っています。また、一人暮らし高齢者の見守り活動や、町内小中学校でのあいさつ運動などに参加しています。

このほかにも地域の方の困りごと相談など、行政との橋渡しの役目を果たしています。

現在町では、民生委員・児童委員が 48 人、主任児童委員が 3 人の合計 51 人が活動しています。

(4)NPO事業者等について

「NPO」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

現在町には、福祉分野で活動する2つの団体があります。

3 地域の課題

(1) 地域の現状・アンケート調査等からみた地域の課題

○将来のさらなる高齢者人口の増加に伴い、高齢者の社会参加促進や地域内で世代を超えた交流会など地域の交流を促進し、ともに支え、助けあう地域の福祉意識を高めていくことが求められます。

○増加する高齢者が安心して暮らせる福祉のまちづくりとともに、生産年齢人口と将来の生産年齢人口を支える年少人口の割合を増加させるため、地域の就労環境や、医療や福祉を含めた社会インフラの整備、子育て世代が安心して出産・育児ができる支援体制の整備が求められます。

○世帯の状況においては、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の増加が大きいことから、特にひとり暮らしの高齢者が孤立しないよう、地域住民による見守り・助け合い活動の充実を推進していくことが求められます。

○災害発生時など、避難が困難な要援護者の把握に努めるとともに、地域住民、関係機関、団体などと連携し迅速な対応ができる体制の整備が重要です。

○障害者を含め誰もが安心して暮らしていくために、障害と障害者への正しい知識、理解を深め、認め合い、尊重することが重要です。福祉教育の充実や町内施設のバリアフリー化や成年後見人制度の周知などの支援体制の整備が求められます。

○高齢者や障害者、地域で課題を抱えている人に対し、必要なサービスや情報が必要な人に確実に届く体制づくりのため、相談体制の整備、保健・医療・福祉の各分野の団体が連携し利用しやすいサービスの充実が求められます。

○生活困窮者の相談窓口の周知を図るとともに、支援体制の充実、多様な分野の団体と連携し、生活困窮状態の早期把握と支援を行うための、生活の自立に向けた支援体制の整備が求められます。

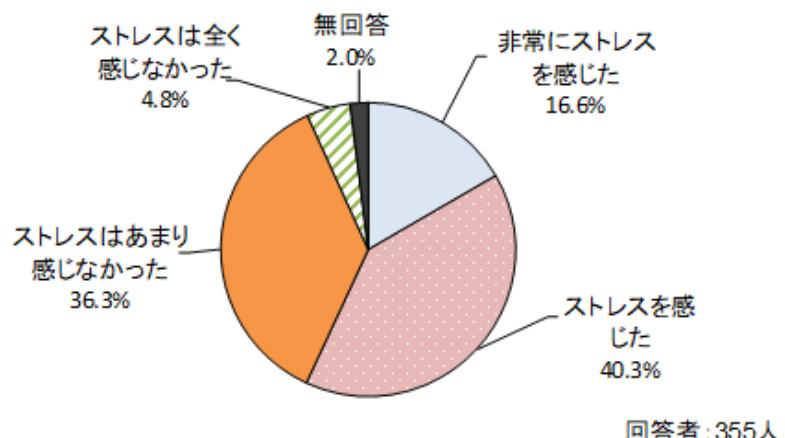
○身体の健康とともに、こころの健康維持も元気に自立した生活を送るうえで重要であり、うつやこころの健康に関する情報提供の充実や関係機関との連携によるメンタルヘルス事業の推進が求められます。

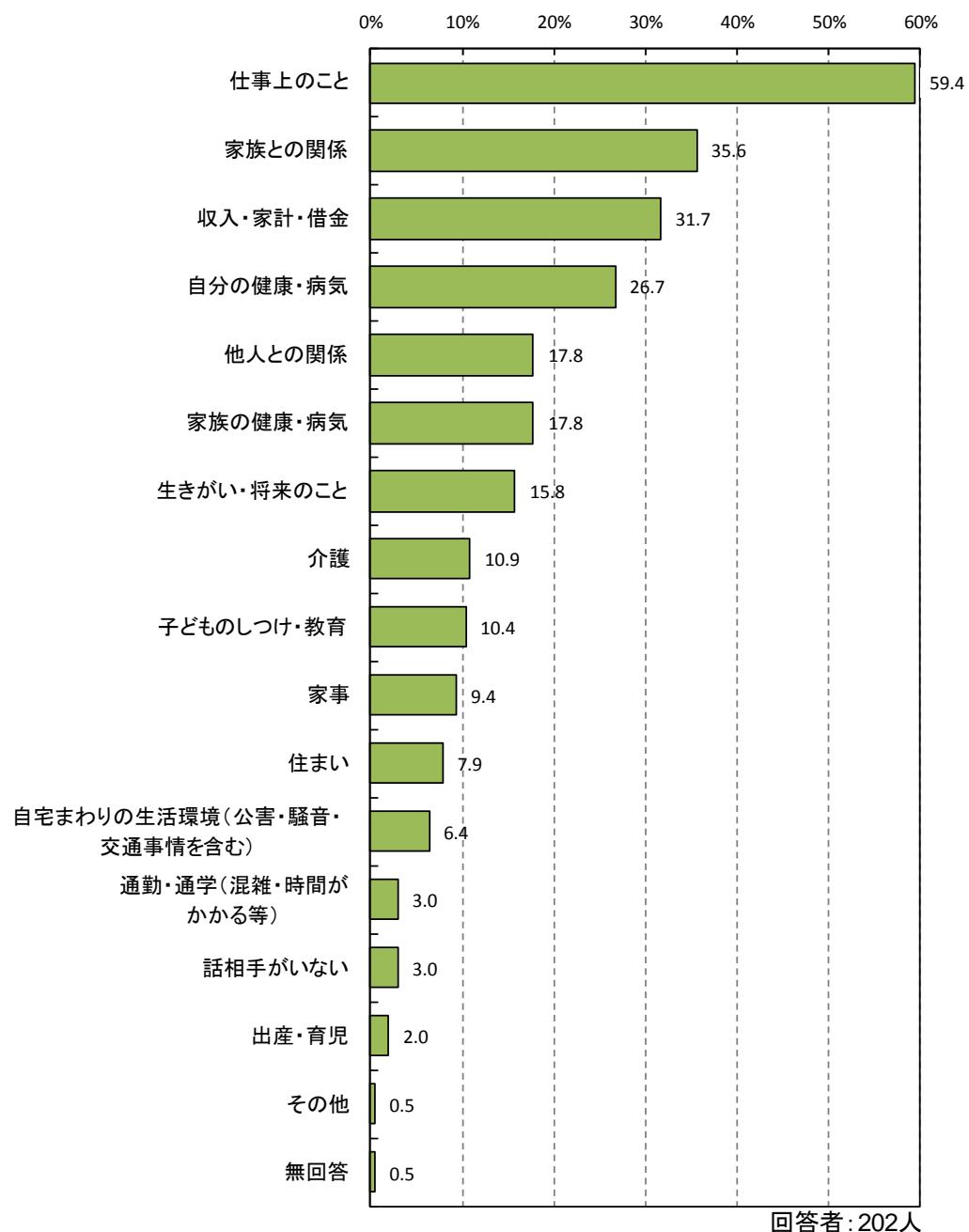
○「七戸町こころの健康に関する意識調査」（平成30年10月に町民1,000人を対象に実施）によると、最近1か月間に、ストレスを感じたことがあるかたずねたところ、16.6%の方が「非常にストレスを感じた」、40.3%の方が「ストレスを感じた」と回答しています。

ストレスの内容については、「仕事のこと」(59.4%)、「家族との関係」(35.6%)、「収入・家計・借金」(31.7%)、「自分の健康・病気」(26.7%)が2割以上回答されています。

また、「他人との関係」なども2割近くの回答を集めており、日常生活におけるストレスや悩みなど多岐にわたっています。

そのため様々な分野を繋ぐことができる相談体制の整備が重要です。

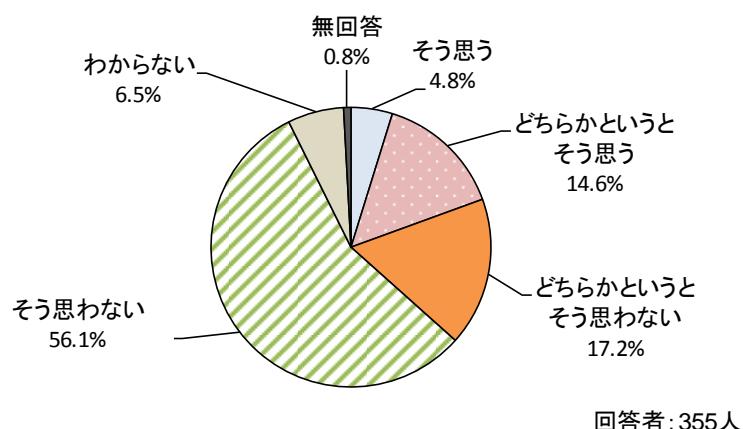


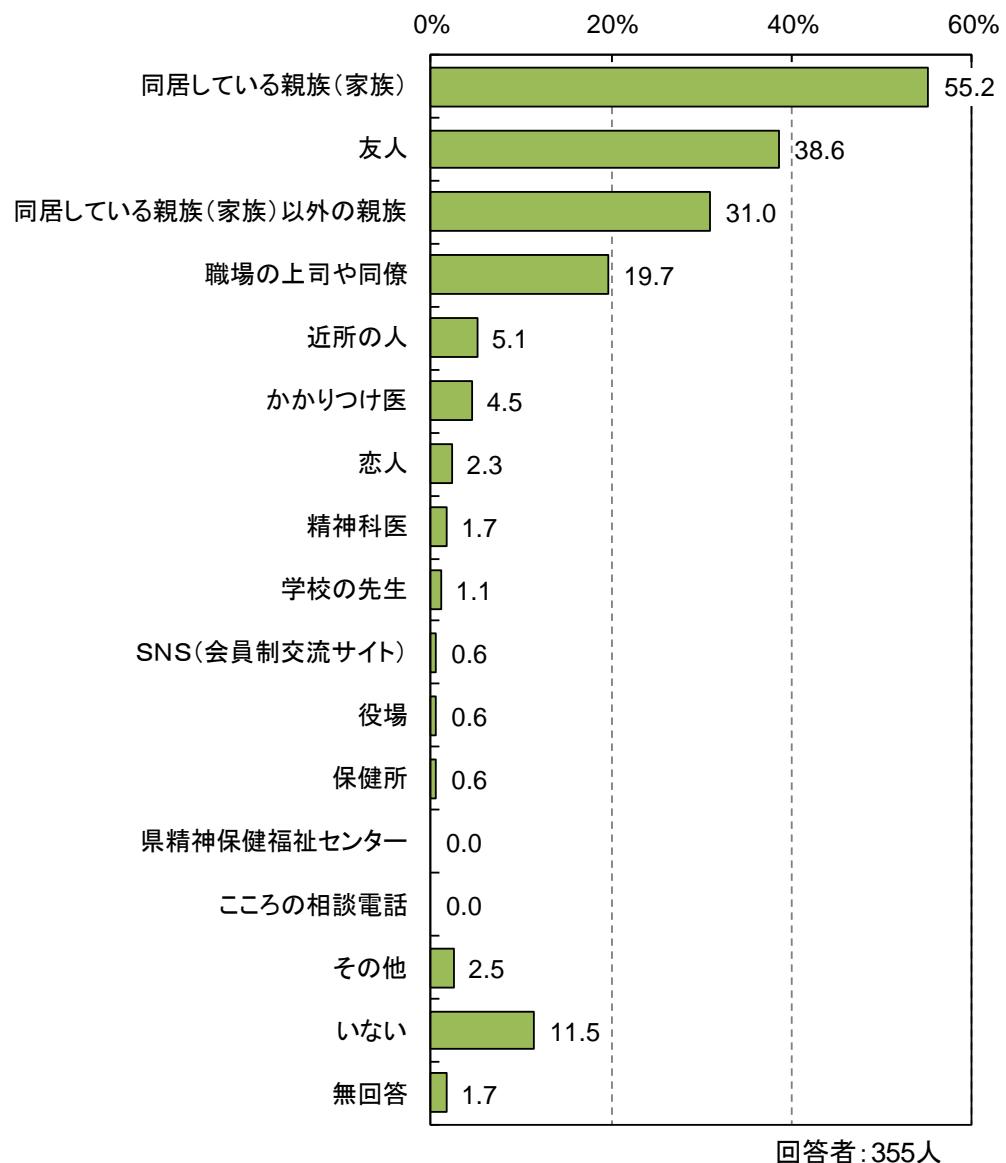


○悩みなどを誰かに相談することは、恥ずかしいかとたずねたところ、「そう思わない」が56.1%で最も多く、「どちらかというとそう思わない」(17.2%)と合わせて『恥ずかしいと思わない』が73.3%となっている。また、「そう思う」(4.8%)と「どちらかというとそう思う」(14.6%)を合わせた『恥ずかしいと思う』は19.4%となっています。

また悩みやストレスを感じた時に、相談できる人や相談先の有無をたずねたところ、「同居している家族」(55.2%)、「友人」(38.6%)、「同居している親族(家族)以外の親族」が(31.0%)となっており、「町役場」は0.6%、「いない」の回答も11.5%ありました。

悩みや、困りごとを、気軽に相談できる身近な窓口の整備と、地域住民同士の交流を促進し、地域福祉意識の促進と、複雑化する生活課題に対応できるよう、役場内はもちろん保健・医療・福祉など関係各課、関係機関の連携した取り組みが求められます。





○七戸町社会福祉協議会が実施している生活困窮者自立支援相談事業などの実績をみてみると、自立相談支援については、支援回数は年々増加傾向で推移していますが、相談件数は減少傾向となっています。

生活困窮者の方が早期に自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会等と連携を図り、自立相談支援事業やフードバンク事業の周知や相談支援体制の強化が求められます。

●生活困窮者自立相談支援事業

■自立相談支援実績

対象者の困りごとや悩みの解決に向けて一緒に考えながら支援を行う。

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
延相談件数	157件	137件	123件
延支援回数	303回	320回	459回

■巡回相談の実施

青森県社協と法テラス青森との共催で、町村を巡回し法律相談・困りごとの相談を行う。

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
開設日数		4日	4日
延相談者数		10人	10人

●フードバンク事業

生活に困窮している方への緊急支援として平成27年から実施

フードバンク：何らかの理由により「食べ物を買うお金がない」ために、生活を維持することが困難な方に対する一時的な支援として、「フードバンクサポーター」の協力により、食料を提供し自立に向けての支援活動。

■七戸町社協単独実施フードバンク事業

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
町登録ボランティア	4人	5人	4人
提供件数	1件	0件	3件

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

近年の急速な少子高齢化、人口減少、地域のつながりの希薄化が進む中で、地域において様々な課題が生じています。

その課題を解決していくためには、住民一人ひとりのほか、自治会・町内会、ボランティア団体、行政などが連携し、協働によって支え合い、助け合っていくことが求められています。

地域に住む全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、「地域住民がともに支え合いながら こころ豊かに安心して暮らせる まちづくり」を本計画の基本理念とし地域福祉を推進していきます。

【基本理念】

**地域住民がともに支え合いながら
こころ豊かに安心して暮らせる まちづくり**

2 基本目標

1. 共に支え合うまちづくり

これから地域福祉は、地域に住む全ての人が、その人らしく、生きいきとした生活が送れるように地域住民で支え合い、助け合っていく事が重要です。

住民同士の結びつきが強く、日頃から声かけや見守りがなされている地域では犯罪が起こりにくく、近年多発する自然災害に備えることも含め、人と人が支え合い、助け合うことができるよう、地域間交流を促進し、地域ぐるみの見守り体制の構築や緊急時に備えた防災訓練等を行い、支え合いの体制をつくります。

施策の方向性

- 地域交流の促進
- 社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携
- 緊急時・災害時の支援体制の強化

2. 地域で福祉を支えるまちづくり

地域で行われているさまざまな支え合い活動の多くは、地域のリーダーやボランティアなどが中心となって展開されていますが、担い手の高齢化や一部の地域リーダーやボランティアの活動負担が重くなっているなど、地域福祉の担い手が不足している現状があります。

地域で暮らす全ての町民が地域福祉に関心を持ち、地域福祉の担い手となるよう、広報・啓発活動や福祉教育の推進、リーダーの育成等を充実します。また、ボランティア・NPOなどの地域活動への参加促進や地域活動に参加したくなるような仕組みづくりを進めます。

施策の方向性

- 福祉活動等への積極的な支援
- 支えあい、助けあう地域福祉意識を育む
- 福祉活動等の担い手の確保と育成

3. 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するためには、様々な関係機関との連携・調整や、地域の社会資源を活かした取り組みが求められます。

町民一人ひとりが安心感のある豊かな暮らしを送ることができるように、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行います。

また、支援を必要としている人が必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

施策の方向性

- 総合的な相談支援体制の充実
- 福祉サービスの充実
- 人権尊重の社会づくりの推進

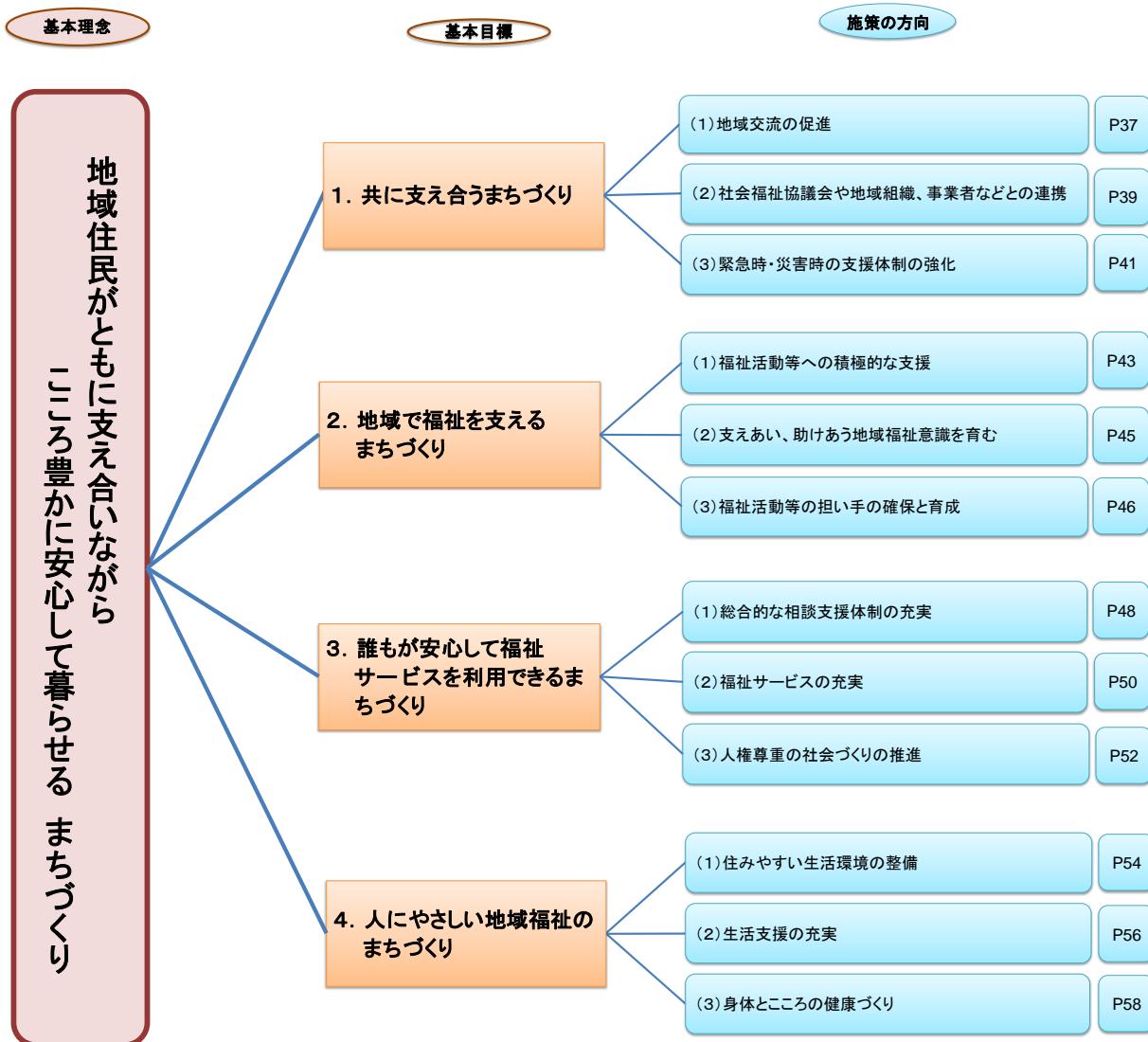
4. 人にやさしい地域福祉のまちづくり

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、福祉・保健・医療分野が連携し、生涯現役でいられるような健康づくりを推進します。

施策の方向性

- 住みやすい生活環境の整備
- 生活支援の充実
- 身体とこころの健康づくり

3 施策体系

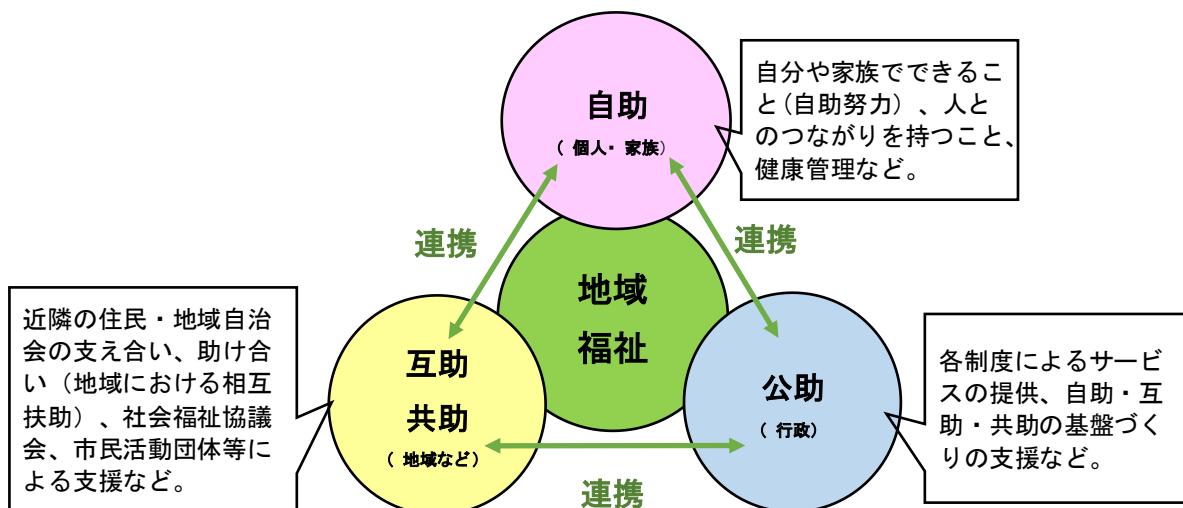


4 「自助」・「互助・共助」・「公助」の考え方

町民、福祉団体、社会福祉協議会、行政等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」・「互助・共助」・「公助」を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉の推進が重要です。

行政による福祉サービスの充実とともに住民相互の助け合い、支え合い活動の推進を両軸として地域福祉の向上に取り組むことが大切です。

■ 「自助」・「互助・共助」・「公助」の関係イメージ



5 地域福祉圏域の設定

地域福祉計画の対象区域は、日常生活を送るなかで普段の暮らしの行動範囲内に必要な施設が充足されていること、地域の状況に応じて事業内容を柔軟に調整できる区域でなければなりません。

本町では自治会区域を最小単位とし、地域によってはいくつかの自治会がまとまることで地域住民に十分なサービスを提供できるよう地域活動の推進に向けて取り組みます。

■サービス提供基盤のもととなる地区

	地区数	
七戸地区	44	城内、新町、横町・本町、袋町、東大町、川向、蒼前、館野、新川原、小川町、下町、南浦、川原町、向町、柏葉町、大池、上町、荒熊内、大沢、牧場、治部袋、倉岡、銀南木、南斗内、左一、作田、和田、上川目、西野1、西野2、道地川目、上見町、下見町、荒屋、中村、荒屋平、沼ノ沢、野左掛、寺下、横長根、一ノ森、川去、営農大学校、雇用促進住宅
天間林地区	白石	栗ノ木沢、白石、原子、白金、上原子1、上原子2
	坪	向原子、農場、尾山頭、柳平、馬込、後平、曙、天間蒼前、坪1、坪2、坪3、金沢、黄金、金木
	唄	十枝内1、十枝内2、唄1、唄2、底田、市ノ渡
	道ノ上	夏間木1、夏間木2、天間大沢、道ノ上北、松ヶ沢、旭、道ノ上南、小又
	中野	長下、中野、諫訪、手代森、向中野、栄、鳥谷部、原久保、狐久保
	森ノ上	千鳥団地、長下団地、森中、中野団地、協和、桜木、けやき団地、森ノ上1、森ノ上2、森ノ上3、森ノ上4、森ノ上5、森ノ上6
	天間館	ききょう団地、中嶋、十字路、石沢、一本木、舟場向、寺沢、天間1、天間2、天間3、天間4、ききょう団地
	花松	上野崎、長沢、下野崎、中岫、花松
	榎林	附田、榎林1、榎林2、榎林3、昭和
	ニツ森	貝塚、ニツ森
	李沢	李沢、甲田

第4章 施策展開

基本目標1 共に支え合うまちづくり

(1) 地域交流の促進

現状と課題

支え合い・助け合いのある地域にしていくためには、近所付き合いをはじめとした地域の中での交流や住民同士がお互いに理解を深め、地域の課題解決に向けた取り組みを行っていくことが大切です。

近年、地域への関心がない人や地域との関わりを持たない人が増加していることもあり、地域のつながりが希薄化し、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりや世代を越えたふれ合いの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

また、自治会や老人クラブ、子ども会などと協力して、住民同士の交流を通し、地域でのつながりを深めることで、地域交流の活性化をはかり、地域の活動を支えたり、課題を解決したりできるよう、地域福祉の担い手として、子どもから高齢者まで、だれもが支え合い活動できる地域づくりの促進が求められています。

基本方針

近所付き合いを大切にし、地域行事への参加を促進するなど、多世代による地域交流の機会の増加を推進し、地域住民一人ひとりはもちろん、地域福祉に取り組む関係機関の様々な交流を促進するとともに、連携を強化することで、地域で行われている福祉活動のネットワークを構築します。

■主な施策内容

施策名	施策内容
あいさつ・声かけ運動の推進	日常生活の中で、困った時に地域内で支え合い、助け合っていけるよう、子どもから大人まですべての住民が、まずは家庭内や隣近所などの身近なところからあいさつや声かけをはじめ、自治会、町全体へとあいさつ・声かけ運動を展開し、近所付き合いや助け合いを大切にする地域づくりを推進します。
地域交流の場の充実	地域交流の活性化に向け、地域集会所、公共施設等の既存施設をはじめ、地域のさまざまな資源を活用し、身近に集まることができる地域の交流拠点づくりを推進します。
地域組織等を中心とした地域のつながり強化	自治会や老人クラブ、婦人会、子ども会などの地域組織の活動を支援とともに、活動を通じ、様々な世代の地域住民の交流を促進し、地域のつながりの強化を図ります。
地域交流の場の有効活用	地域住民が集まって情報交換や意見交換のできる場を有効活用し、地域の課題の気づき、課題解決に向けた協働での取り組みにつなげます。
地域福祉に取り組む様々な機関の連携強化	地域単位で活動する組織、団体、福祉関係者など、地域における福祉の担い手間の定期的な交流や情報交換・情報共有などを促進し、連携を強化します。
子育て支援のネットワークの充実	子育て支援センターを中心に、子育てに関する悩みや不安を気軽に話すことができる場や情報を得る機会が増えるように、子育てに関する相談支援、子育て親子が気軽に自由に利用できる交流の場の提供と交流活動を支援します。

(2) 社会福祉協議会や地域組織、事業者などとの連携

現状と課題

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠です。

本町では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等が様々な福祉活動を展開し、それぞれが独自の目的を持って活動を行っていますが、これらの団体や組織等が連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなり、きめ細かな福祉活動が可能になります。

各団体のネットワーク化により、住まい、介護予防、生活支援、介護、医療を一體的に提供し、地域社会全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築へ向けた取り組みの推進が求められます。

国では、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、高齢者・障害者・子ども等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を求めています。

この地域共生社会を実現するため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、地域づくりの取り組み支援と公的な地域福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、これまで、対象者毎に整備された縦割りの公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換し、地域や個人が抱える生活課題を解決する「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備し、地域福祉全体で取り組みを推進することが必要です。

これまでの、高齢期におけるケアを念頭に置いた地域包括ケアシステムから、対象を障害者や子ども等への支援にも広げ、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を進めていく必要があります。

基本方針

地域福祉活動の一層の活性化を図るため、七戸町社会福祉協議会をはじめ関係機関・団体等、地域福祉にかかわる関係組織が連携し、総合的に地域福祉を推進していきます。

また、住民主体の地域ネットワークによる日常的な取り組みへの支援、特に小地域ネットワーク活動（小学校区を基本とした小地域）や民生委員・児童委員活動を基盤とした地域福祉活動の拡充も図ります。

■主な施策内容

施策名	施策内容
地域で重層的に支え合うセーフティネットの構築	<p>小地域での重層的な福祉活動区を設定し、ほのぼの交流協力員やほのぼの連絡員を中心に地域組織・団体や保健協力員、民生委員・児童委員、食生活改善推進員等が連携して地域の課題を共有し自発的に解決できるよう、「小地域ネットワーク活動」を推進します。</p> <p>また、保健・医療・福祉の関係機関、地域を構成する多様な人や団体が地域活動に参画し相互支援体制を確立するよう働きかけます。</p>
社会福祉協議会・各種関係団体との連携強化	<p>社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティア団体など、地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、交流機会の提供や情報共有等を支援するとともに、広報を活用し、活動内容等の周知を図ります。</p>
民生委員・児童委員活動などに関する広報、研究活動の推進	<p>保健協力員、民生委員・児童委員、ほのぼの交流協力員やほのぼの連絡員、食生活改善推進員などの役割や活動内容については、広報しちのへやホームページ等あらゆる情報媒体や機会を活用し、積極的かつ効果的な広報活動を行い、その周知を徹底します。</p> <p>また、福祉等に関する情報提供や講座・研修会などを通じて、地域の身近な相談窓口や地域住民と福祉サービス・制度等とのつなぎ役としての役割を担う民生委員・児童委員等との連携を図ります。</p>
地域住民による見守り・助け合い活動の推進	<p>近隣での支え合いを強化・推進するため、自治会等の単位での支え合いや見守り・助け合い活動を働きかけます。またひとり暮らし高齢者や支援が必要な人を地域で孤立させないように、民生委員・児童委員及び、ほのぼの交流協力員やほのぼの連絡員が、他の見守り活動と連携しながら、支援を必要としている人を早期に発見し対応するための活動を行うよう働きかけます。</p>
地域での見守り機能の充実	<p>地域に密着した事業者（郵便配達員や新聞配達員）などを地域での新たな「見守り役」として位置づけ、保健協力員、民生委員・児童委員、ほのぼの交流協力員やほのぼの連絡員、食生活改善推進員との連携のもと、地域の見守り機能の強化・拡充を図ります。</p>
個人情報（プライバシー）の保護	<p>地域全体で情報を共有し、連携して支援することが必要ですが、当然のことながら、情報共有に際しては個人情報保護が前提となります。そのため、引き続き関係者の研修の場を設け、個人情報の保護に努めるよう徹底します。</p> <p>また、地域福祉における個人情報の活用方法などを検討し、個人情報が有効に活用される体制づくりに努めます。</p>

(3) 緊急時・災害時の支援体制の強化

現状と課題

近年、ひとり暮らしの高齢者の増加により、急病や事故が発生した際の対応や、頻発する地震や台風などの大規模自然災害など、防災への取り組みがこれまで以上に求められています。

今後は、個々の防災・防犯意識を高めるとともに、地域の安全・安心を支える防災・防犯活動など、町民との協働での取り組みが重要です。

あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるのだという認識に立ち、対策を怠らないこと、特に、災害時要援護者と言われる高齢者、障害者、子どもなどは、災害に対して特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を進める必要があるとともに、こうした人の視点での対策もまた、急務となっています。

本町では、自主防災組織の活動の促進、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、自治会や関係機関などの協力を得ながら、自力では避難できない障害者や高齢者などの「災害時要援護者名簿」の整備を進めています。

今後も、災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図り災害時要援護者の把握に努めるとともに、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えておくことが重要となります。

基本方針

緊急時・災害時の対応などに不安を抱く人が多い中、ひとり暮らしの高齢者や障害者などが、急病や事故などの緊急事態に遭遇しても、早期の対応が図れるよう、緊急通報システムや相談窓口などの整備を進めるとともに、地域住民による見守り活動を支援・推進します。

また、災害時の被害を最小限に抑えるため、自治会での自主防災活動の促進を支援するとともに、支援が必要な人への対応を迅速に行えるよう、個人情報に配慮しながら、支援が必要な人に関する情報の共有を図り、効果的に活動が行える体制を整備します。

■主な施策内容

施策名	施策内容
緊急通報システム（安心電話）を活用した見守り活動の推進	急病や災害時などの緊急時に、支援が必要な人に対し迅速かつ適切な支援を行うため、緊急通報システムを活用しながら地域住民による見守り活動を推進します。
緊急時の連絡体制の整備	関係機関・団体やサービス事業者等と連携し、緊急時に迅速な対応が出来る体制の整備を促進します。
災害に備えた体制の整備	災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自治会の自主防災会など地域の自主防災組織を支援し、その活動を推進し、災害ボランティアセンター（町社会福祉協議会）を通じて、災害ボランティアの確保・育成を支援します。
災害時要援護者に対する支援体制の整備	「災害時要援護者名簿」に基づき、事前に援護者を町に登録してもらうことにより、安否確認を迅速に行い、安全な避難所と適切な支援が行えるよう事業の周知と、登録が必要な人の把握に努めます。 また、地域の自主防災組織と連携し避難誘導体制の確立及び、福祉避難所の指定を推進します。
地域の防犯体制の充実	住民などによる児童生徒の登下校時や高齢者の見守り活動などを支援するとともに、警察などの専門機関との連携を強化し、安心できる地域づくりを推進します。

基本目標2 地域で福祉を支えるまちづくり

(1) 福祉活動等への積極的な支援

現状と課題

住民のニーズが多様化し、様々な支援を必要としている中で、これまでのように行政がすべての支援を担う時代から、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担して地域を支えていくことが求められています。

ボランティア活動は、課題をかかえる地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な担い手であり、行政が担いきれない住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができることから、これから地域福祉を支える大きな力になるものと期待されています。

本町には、42のボランティア団体がありボランティア活動については町社会福祉協議会が中心となって、ボランティアの育成や活動の推進、支援、連絡調整などを行っており、町の福祉行政や地域の福祉関係者などと連携して、活動の拡大に努めています。

今後も、町社会福祉協議会と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信の強化や参加条件の工夫を図るなど、住民のボランティア活動への参加を促進していく必要があります。

基本方針

町社会福祉協議会と連携を図り、地域住民によるボランティア活動などの地域での福祉活動を支援するとともに、住民の活動拠点の場を確保し地域における福祉活動などを推進します。

また、町民一人ひとりが地域福祉の担い手として、地域活動に積極的に参加するよう促すとともに、関係団体が協力し、ボランティアの育成・活動支援に努めます。

第4章 施策展開

■主な施策内容

施策名	施策内容
ボランティアの活動内容の周知	ボランティアセンターを立ち上げボランティア活動について住民に啓発を行うとともに、ボランティアセンターの情報を一元化し窓口などを活用した情報提供を推進します。
ボランティア活動の体制強化	町社会福祉協議会が主体となり、ボランティア活動など住民による福祉活動を幅広く支援する体制を推進します。
ボランティア団体等の設立に対する支援の推進	ボランティア活動やボランティア団体を設立したい個人又は団体に対し、社会福祉協議会と連携して情報提供や必要な支援を行います。
ボランティア登録の促進とコーディネート機能の充実	ボランティア活動に意欲のある住民や団体に対し、ボランティア活動への参加を促します。 また、ボランティア登録者とボランティアを必要とする人等を結びつけるコーディネート機能を充実することで、ボランティニアーズに即した活動を促進します。
既存施設を有効活用した活動の場の確保	住民による地域福祉活動の拠点確保のため、公民館、学校施設、地域集会所等の既存施設の有効活用を推進します。

(2) 支えあい、助けあう地域福祉意識を育む

現状と課題

近年、核家族化の進行による一人暮らし高齢者の増加や、少子高齢化による地域の担い手の不足、ライフスタイルの多様化に伴う住民同士のつながりの希薄化など、地域や隣近所での親しい付き合いや地域の中で相互に助け合う機能の低下が懸念されています。

地域福祉を推進していくためには、地域での活動や近所付き合いについての重要性を見つめ直すことが大切であり、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、福祉とは決して特別なことではなく、身近な存在であることを認識することが大切です。お互いの立場や価値観を理解し合い、地域で支え合いながらお互いに助け合うことの大切さが感じられるよう、幼少期からの福祉教育を推進するとともに、家庭、保育所、学校、社会福祉協議会、行政などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、福祉について学習する機会をより多くの人に提供することにより、町民の地域への参加意識と福祉意識の醸成に努める必要があります。

基本方針

地域福祉の推進に向けて、地域住民一人ひとりが相互に理解しあい、地域の課題解決に向けて主体的に関わることができるよう、福祉や地域に対する意識の醸成、向上をめざし、地域福祉に関する情報の広報・啓発に努めるとともに、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、全ての町民がお互いに思いやりの気持ちを持ち、地域福祉の推進役として活動できるよう福祉意識の向上を図ります。

■主な施策内容

施策名	施策内容
地域や福祉に関する積極的な広報・啓発の推進	自分の住んでいる地域や福祉、ボランティア等に対する理解を深めるため、広報誌やパンフレット・リーフレット等による広報啓発活動の充実を図るとともに、協働による地域福祉の推進を担える人材の育成と活用に努めます。
地域や福祉に関する効果的な情報発信・情報提供	広報しちのへやインターネット・防災無線等による様々な情報媒体や、各種事業・イベントなどの機会を有効活用し、地域や福祉に関する情報発信・情報提供を進めます。
地域での交流の促進	地域に住む高齢者や障害者、子どもが触れ合える機会の拡充と互いに理解を深めていくように、福祉のイベントや福祉講座等を開催し、地域福祉に対する意識の向上を図ります。

(3) 福祉活動等の担い手の確保と育成

現状と課題

地域で行われる様々な活動や地域福祉活動を推進していくためには、住民一人ひとりが地域の主役として主体的に活動に関わるとともに、地域においてそれを支える人材の育成が必要です。

町内会や地域の団体を始めとして、活動員の高齢化など人材を必要としている組織や場は数多くあることから、地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、求められる適切な人材を育成していくことが必要です。

各団体の活動支援だけでなく、小中学生への福祉教育の実施、福祉活動の体験を通じて、多くの人に活動内容の重要性とやりがいを感じてもらい、将来に向けた福祉人材の育成を促進していくことが求められています。

また、高齢者など、地域に住む人の豊富な経験や技能を地域の活動に活かすためのきっかけづくりや、地域で活躍する場を設けるなどして、個人の経験を活かして活動に参加してもらうことが必要です。

地域においてその活動を推進する人材がいなくなることは、地域での活動や交流が滞ることになるため、地域を支える人材育成を進めていく必要があります。

基本方針

関係機関・団体等と連携し、活動を担っていく人材・組織を発掘・確保・育成していくとともに、福祉関連の専門職に従事する職員の資質向上を図ります。

また、地域や学校など多様な場での、福祉教育・学習活動を促進し、地域の誰もが地域福祉活動に参加できる環境を整備するとともに、関係機関が連携し、偏見・差別のない住みやすい地域づくりを目指します。

■主な施策内容

施策名	施策内容
担い手の発掘・確保・育成	<p>ボランティア活動参加を働きかけるため、講座や研修会を実施し、講座等の修了者が活躍できるよう、ボランティア団体等への登録の働きかけや情報提供などの支援を進めます。</p> <p>地域福祉活動に取り組む機関と、地域の人材・組織に関する情報交換を定期的に進め、全町及び、各地域における担い手の把握に努めます。</p>
福祉業務従事者の資質の向上	<p>福祉サービス事業者を対象とする研修会の開催を通じて、福祉専門職の資質の向上を目指します。</p>
地域や家庭での福祉教育・学習活動の推進	<p>すべての住民の自立や社会参加を妨げることのないよう、人権についての正しい理解・認識を深める教育を一層推進します。また、ボランティア団体やサービス提供事業者等の協力のもと、地域での福祉に関する学習機会の充実を図ります。</p> <p>特に、高校生や大学生など若い世代のボランティア活動の受け入れを推進します。</p>
保育所や幼稚園、小中学校での福祉教育・学習活動の推進	<p>次代を担う子どもたちが、地域福祉を知り、活動に参加していくためにも、保育所や幼稚園、小中学校における福祉教育やボランティア体験学習などを推進します。</p>

基本目標3 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり

(1) 総合的な相談支援体制の充実

現状と課題

現在、町では、行政が提供する公的なサービス、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO法人等、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。

生活課題を解決するために、多様なサービスで対応することができますが、複数の生活課題を抱えている人にとっては、対象となる課題毎に複数の窓口が存在し、どこに相談したら良いかわからないなど、利用者にとっては分かりにくく、利用しにくいという側面があります。

福祉サービスは、利用者本位という考え方方に立ち、サービスを必要とするすべての人が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要です。そのためには、まず、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人が、いつでも気軽に相談ができる相談体制の構築が必要です。

また、日常生活の困りごと、悩みや不安などを相談された人たちが適切な対応をとれるように、福祉サービスなどに関する情報提供を幅広く行う必要があります。

基本方針

多様化・複雑化する生活課題や悩みを把握し適切・柔軟に対応することができるよう、身近なところで気軽に相談できる体制を整備するなど、各種相談窓口の充実を図るとともに、相談内容によっては専門機関などにつないでいくように、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

また、「必要な人」に「必要な情報」が届くような体制づくりを行うとともに、公的制度などをわかりやすく周知していくための工夫と充実を図ります。

■主な施策内容

施策名	施策内容
保健・福祉に関する身近な相談窓口の整備	身近な地域での保健・福祉に関して適切に対応する窓口の整備・充実に取り組むとともに、各種事業やイベントなどの機会を活用し、課題の把握や相談支援などを展開します。
身近な地域における相談・支援活動などの充実	保健協力員、民生委員・児童委員、ほのぼの交流協力員やほのぼの連絡員、食生活改善推進員などが自治会等の地域組織と連携し、相談支援活動や見守り活動を行ながら、地域における保健・福祉ニーズを把握するための体制づくりを進めます。
相談窓口の周知徹底	広報しちのへやホームページ等あらゆる情報媒体や機会を活用して、積極的かつ効果的な広報活動を行います。
情報バリアフリー化の推進	高齢者や障害者、外国人等で情報をうまく得られない人に対し、適切な情報入手が可能となるように、情報のバリアフリー化を推進します。（音声・展示による情報提供、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣など）
緊急時の連絡体制の整備	関係機関・団体やサービス事業者等と連携し、緊急時対応の連絡体制等の整備を促進します。

(2) 福祉サービスの充実

現状と課題

少子高齢化社会の到来、家庭や地域機能の変化などに伴い、福祉サービスに対するニーズは多様化しています。

本町では、高齢者やその家族に対する保健福祉サービスや介護サービスをはじめ、子どもや子育て家庭に対する福祉サービス、障害者やその家族に対するサービスなど、それぞれの個別計画に基づき、様々なサービスの充実に取り組んできました。

しかし、子育てに関するニーズの複雑・多様化、今後さらに高齢者や認知症の人気が増えていくことや、障害者の自立支援を進める観点から、よりきめ細やかなサービスの充実が求められています。

様々な課題を抱える人が住み慣れた地域で生活できるよう、福祉サービス提供体制の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供に向けて、適切なサービスを選ぶための情報提供や、利用者に不利益とならないよう福祉サービスの質の向上が求められます。

今後、介護保険・障害福祉制度の改正により、介護が必要な高齢者も障害者も同一事業所でサービスを受けることができるようになります。この「共生型サービス」では地域に住むすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域とともに創る「地域共生社会」の実現へ向けた取り組みとして、「共生型サービス」の推進が必要となります。

基本方針

支援の必要な人の状況やニーズに応じたサービスを適切に提供できるように、保健、医療、福祉の連携を図り、支援を必要としている人が必要な時に利用しやすい分野横断的な福祉サービスが提供される体制を整備します。

■主な施策内容

施策名	施策内容
役場組織の連携体制の確立	複雑化・多様化する福祉ニーズに対応できるよう、保健・医療・福祉・教育等庁内関係各課が連携し、分野にとらわれることなく、地域住民の生活課題の解決に努めます。
地域におけるケアマネジメント体制の整備	地域住民の生活課題等の解決に向けて、保健・医療・福祉の関係機関やサービス提供事業者、地域組織・団体等との連携を強化し、多岐にわたるサービスにつなげることができる、総合的かつ継続的なケアマネジメント体制の整備・充実を進めます。
子育て支援サービスの充実	地域社会の資源を最大限に活用した子育て支援サービスの充実を図ります。また、就労中及び就労を希望している保護者の多様なニーズに応え、多様な保育サービスの充実、検討を図ります。
生活困窮者自立支援事業の推進	社会福祉協議会等の支援機関との調整を図り、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するとともに、生活困窮者の自立を支える相談支援体制を構築します。
在宅福祉サービスの充実	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援の各施策により、在宅福祉サービスの充実を図ります。

(3) 人権尊重の社会づくりの推進

現状と課題

地域の中では要介護状態や認知症、虐待などさまざまな課題が存在し、困難な状況に陥っている高齢者や障害者が増えています。このため誰もがひとりの人間として尊重され、地域の中でその人らしい生活を送ることができるという地域福祉の考え方のもと、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援など、権利擁護をさらに推進していく必要があります。

権利擁護に関する相談・実態把握など、関係機関が連携して迅速な対応に努めていくほか、講座や学習会を通じた制度の普及・啓発を積極的に行い、こうした課題を抱える高齢者や障害者の支援、介護者や養育者への支援を行っていくことが求められます。

また、DV（家庭内暴力）、児童虐待や高齢者虐待等の人権侵害は、表に出ることが少なく、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。各種相談機関や相談窓口もありますが、被害者が子どもや高齢者、障害者等の場合、自ら通報することが困難な場合もあります。

配偶者からの暴力、高齢者や子ども等に対しての家族や施設等における虐待は、暴力や虐待を受けている人に対する重大な人権侵害行為であり、いち早く発見、通報できるよう、地域との連携を密にするとともに、通報があった場合は、安全確保のための迅速な対応が必要です。

地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を發揮するためにも、地域の安全を守る対策についても検討、推進することが求められます。

基本方針

福祉サービスの利用においては、サービスを主体的に選択・契約できるよう、利用支援や苦情解決などの権利擁護体制を整備するとともに、事業者の質の向上を図ります。

また、虐待や暴力などの人権侵害に対しては、高齢者や障害者、子ども等への虐待防止のため、介護状況の把握や、介護者・保護者等への支援など関係機関と連携した取り組みを推進します。

■主な施策内容

施策名	施策内容
各種制度の普及・啓発	認知症高齢者や知的・精神障害などで判断能力に不安のある住民が、適切に福祉サービス等を利用し、地域での生活が継続できるよう、日常生活自立支援事業・成年後見制度の周知・普及に努めるとともに、利用支援に努めます。
利用者の苦情解決に対するしくみづくり	福祉サービスの利用に際して、不利益な扱いを受けた場合の苦情解決の仕組みを充実させることで、住民が安心して福祉サービスを利用できるようにします。（事業者による苦情相談窓口の設置、青森県などにおける既設の苦情相談窓口の利用案内など）
事業者の第三者評価・自己評価制度の実施の働きかけ	事業者がサービスの質を高め、住民に良質かつ適切なサービスを提供する一方で、住民が適切なサービスを選択できるよう、引き続き第三者評価と自己評価の実施を事業者に働きかけます。
福祉・人権にかかわる各種関係機関・団体と連携した事業の充実	福祉・人権にかかわる各種機関・団体等と連携を図りながら、人権相談や就労支援相談をはじめとした生活相談業務を行います。また、自立支援のための継続的な相談援助事業による地域住民を対象とした健康相談業務の充実を図ります。 また、高齢者、障害者、子ども等への虐待に係る相談窓口の周知を図り、虐待防止に努めます。
虐待防止に関する理解促進	虐待防止への理解促進と相談窓口の周知を図り、虐待防止に努めます

基本目標4 人にやさしい地域福祉のまちづくり

(1) 住みやすい生活環境の整備

現状と課題

「人にやさしいまちづくり」とは、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して暮らし、生活できる「まち」をつくっていくことです。しかしながらこれまでの「まちづくり」は効率性や合理性、利便性などが優先されてきました。

高齢者や障害者が安心して、快適に暮らせる「まち」とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、高齢者や障害者の意見を参考にした、歩道などの安全な歩行空間の確保や多くの町民が利用する公共公益施設や住宅のバリアフリー化など誰もが利用しやすいうように配慮した施設・設備の整備を推進するため「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた福祉のまちづくりを推進する必要があります。

もちろん、このような「人にやさしいまちづくり」への取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、住民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、「人にやさしいまちづくりがすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりである」ことを住民が認識する必要があります。

また、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、病院や買い物の場所などへのアクセスが容易であることが必要です。

買い物ができる店や病院までの移動手段の確保が重要であり、特に、高齢者や障害者等、いわゆる交通弱者にとって、公共交通機関の利便性の向上は急務となっています。

生活する上での多様な交通整備を図るとともに、買い物した後の荷物を持っての移動が困難な人への支援など、地域の助け合い、支え合いにより、「人にやさしいまちづくり」の取り組みの推進が求められます。

基本方針

地域において、住民の誰もが安全かつ快適に暮らし、社会活動に参加できるよう に、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくり を推進します。

また、移動困難な人が外出や通院の際に困らないよう気軽に利用できる移動手段を確保し、外出支援を推進します。

■主な施策内容

施策名	施策内容
利用しやすい公共施設等の整備	不特定多数が利用する公共施設及び民間施設の建設・整備の際のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進し、全ての人が安心して利用できる施設の普及を図ります。
住環境の整備の推進	重度身体障害者や要支援・要介護認定者の在宅での自立生活の維持・向上や、介護者の負担の軽減を図るため、住宅の改修・整備を促進します。また、障害者・高齢者等に配慮した公営住宅の整備を促進します。
交通バリアフリーの推進	<p>歩道の整備や既設歩道の段差・傾斜の解消等、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努めます。</p> <p>また、車いす、ベビーカーや杖などを利用している人の安全を確保するため、違法駐車等をなくすよう、交通マナーの向上への意識啓発を推進します。</p>

(2) 生活支援の充実

現状と課題

近年、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や稼働年齢世代にある人を含めて生活保護を受給する人が増えています。

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するために、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第150号）が平成27年4月から施行されています。

法において生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、生活保護受給者以外の生活困窮者で、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障害が疑われる者など、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ必要な支援を受けられない状態にある人たちを対象としています。

自立支援相談窓口を町民に周知するとともに、関係機関との連携を図りながら支援を実施していく必要があります。

基本方針

生活に困っている人が、自立して安定した生活を送れるように、相談・支援の充実を図るとともに関係機関との連携を強化し各種支援に努め、生活困窮者の早期発見や、見守りのための地域づくり体制を構築します。

■主な施策内容

施策名	施策内容
生活困窮者自立支援制度の周知	生活困窮者自立支援制度について、関係機関と連携し広く周知を図ります。
生活困窮者自立支援の推進	福祉だけでなく、医療、教育など多様な分野の団体と連携し、それぞれの各種相談、支援事業を通して、生活困窮状態にある人の早期把握・発見・支援に努めます。
就労環境の整備	自立した生活のためには、安定した就労環境が重要であることから、ハローワークや事業所との連携を強化し雇用の促進と就労相談体制の充実をはかります。
子育て世帯への支援	親の世代の貧困が子どもにまで連鎖することがないように、教育、生活、保護者への支援を推進します。

(3) 身体とこころの健康づくり

現状と課題

健康はすべての人にとっての願いであり、地域福祉を推進するにあたっては、住民一人ひとりが心身ともに健康であることが大切でもあります。しかし、高齢化が進み、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現代社会では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが課題となってきています。

また、人口の急速な高齢化とともに、認知症や寝たきり等の要介護状態になる人の増加は深刻な社会問題となっています。

健康は一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、社会全体としても関係機関・団体・行政等の連携強化や地域社会の見守りなどによって、個人の健康づくりを支援し、高齢者がいつまでも健康で自立した生活が送れるよう、常に高齢者の立場に立った施策を推進していくことが求められています。

また、こころの健康は、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、「生活の質」に大きく影響するものです。

こころの健康を保つためには、適度な運動と休養、バランスのとれた食生活、ストレスとの上手なつきあい方が重要です。

さらに、平成18年に自殺対策基本法が成立し、国全体で自殺対策に取り組んできましたが、平成15年の34,427人をピークに減少傾向で推移しているものの、平成27年の自殺者数は24,025人となっています。

自殺の背景には、うつ病などのこころの病気があることも指摘されていることから、その予防に取り組むことが必要です。

基本方針

健康づくりの基本は、「自分の健康は自らつくり・守る」ことにあることから、自分の健康は自分で守り、いつまでも元気で自立した生活を送ることができるよう、健康づくりの支援を行うとともに、高齢期になってもいきいきと暮らすことができるように、健康増進・介護予防を促進します。

また、うつやこころの健康に関する情報を広く周知し、心身の健康に対する理解・関心を深め意識の向上を図ります。

■主な施策内容

施策名	施策内容
健康づくりの普及・啓発	健康づくりの基本は「自分の健康は自らつくり・守る」ことにあるため、町民一人ひとりが健康を日頃から意識して生活することができるよう、身近で簡単に運動ができる場の提供や情報の提供に努めます。
健康に関する情報提供の充実	わかりやすく利用しやすい健康情報を、パンフレット等の多様な方法を活用して提供します。
生きがいづくり・介護予防事業の充実	高齢になっても健康で生きがいのある生活が送れるように、さらなる介護予防の普及啓発に取り組むとともに、多くの高齢者が参加できるような事業内容の充実を図ります。
健康診査やがん検診等の周知・充実	生活習慣病や各種疾病を早期に発見・治療するために、健康診査及び各種がん検診の周知徹底や受診率向上に努めます。
こころの健康に関する情報提供の充実	うつやこころの健康に関する正しい理解を啓発し、相談窓口の周知を図り、本人だけでなく、周囲の人が異変に気づき相談窓口に繋げられる体制づくりに努めます。
各種研修の充実	ゲートキーパー研修や地頭応ボランティア研修等を開催、積極的な参加を促し、地域の人材育成、各機関との連携強化を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画の普及・啓発活動

地域福祉の推進に向けた方向性や具体的な取り組みを示す本計画を公表し、趣旨を理解してもらうとともに、地域福祉の取り組みへの機運の高まりを促進します。

具体的な公表方法としては、本計画を策定した旨を広報しちのへ等に掲載し、計画書本編を町ホームページに掲載します。また、本計画の概要版を作成し、周知を図ります。

2 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している町民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現するためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、町民との協働が不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア団体・NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

1 町民の役割

町民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけたりするなど、身近なところから心がけ、主体的な自治会への加入や地域活動への参加などが期待されます。

2 地域の役割

自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPOなど、地域福祉活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組んでいく役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、行政や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組むことが期待されます。また、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスが提供できるよう事業に反映するほか、各サービス事業者が情報を共有することが期待されます。

3 行政の役割

行政は、町民福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、町民やボランティア団体・NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉分野と教育分野、建設分野などの連携体制を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

4 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組むほか、地域福祉推進の中心的な存在として、町民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められます。

そのため、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の積極的な展開が期待されます。

3 計画の進行管理・評価

計画の進行管理・評価については、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、計画の見直し（Action）を行う、「PDCAサイクル」を活用します。

PDCAサイクルの活用により、各取り組みの改善点を明らかにし、今後の取り組みの充実に生かすことが可能となります。

■ PDCAサイクルのイメージ図



資料編

1 第2期七戸町地域福祉計画策定委員会設置要綱

第2期七戸町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2期七戸町地域福祉計画の策定にあたり、町民や関係者の意見を反映させるため第2期七戸町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 策定委員会は、次に掲げる者たちから、町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 社会福祉事業者
- (2) 地域活動に携わる者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 民生委員・児童委員代表者
- (5) 市町村関係者

2 委員の任期は、平成30年度末までとする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、七戸町健康福祉課長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、策定委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庁内検討部会)

第5条 策定委員会に庁内検討部会を置く。

- 2 庁内検討部員は、町長が委嘱する。
- 3 部会に部長を置き、互選により選任する。
- 4 部会は、地域福祉計画策定に関する内容の具体的な検討を行う。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、七戸町健康福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年1月18日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

2 第2期七戸町地域福祉計画策定委員会委員名簿

第2期七戸町地域福祉計画策定委員会委員名簿

番号	区分	機関・団体名	役職	氏名
1	社会福祉関係者	社会福祉法人 七戸福祉会	事業本部長	戸館 靖
2		社会福祉法人 天寿園会 特別養護老人ホーム天寿園	統括主任	盛田 広大
3		株式会社 ゆう	代表取締役	増山 美津子
4		社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会	会長	濱中 幾治郎
5	地域住民の代表者	七戸町町内会連合会	会長	四戸 義悦
6		分館長代表	森ノ上分館長	向中野 幸八
7	保健・医療関係代表	公立七戸病院	総看護師長	前田 隆子
8		七戸町保健協力員協議会	会長	上原子 博子
9	民生・児童委員代表	七戸町民生委員児童委員協議会	会長	白石 又右工門
10	関係行政機関の職員	七戸町社会生活課	課長補佐	八嶋 昭子
11		七戸町健康福祉課	課長補佐	鳥谷部 伸一

第2期七戸町地域福祉計画
【平成31年度～平成35年度】

発行 平成31年3月

青森県七戸町

編集 健康福祉課

〒039-2827 青森県上北郡七戸町字森ノ上359番地5

Tel 0176-68-4631

Fax 0176-68-3536

